

# 平成30年玉村町議会第1回定例会会議録第2号

---

平成30年3月7日（水曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成30年3月7日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 一幸 君	2番	新井 賢次 君
3番	原 利幸 君	4番	月田 均 君
5番	渡邊 俊彦 君	6番	柳沢 浩一 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	浅見 武志 君	10番	石川 眞男 君
11番	宇津木 治宣 君	12番	石内 國雄 君
13番	高橋 茂樹 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	角田 紘二 君	副 町 長	宮川 清吾 君
教 育 長	角田 博之 君	総 務 課 長	萩原 正人 君
経営企画課長	山口 隆之 君	税 務 課 長	齋藤 修一 君
健康福祉課長	舩田 昌子 君	子ども育成課長	萩原 保宏 君
住 民 課 長	石関 清貴 君	生活環境安全課長	小林 賢一 君
経済産業課長	大谷 義久 君	都市建設課長	高橋 茂 君
上下水道課長	倉林 教夫 君	会計管理者兼会計課長	金井 満隆 君
学校教育課長	小板橋 保 君	生涯学習課長	小柴 可 信 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村 進	議会事務局長補	齋藤 善彦
庶務係兼 議事調査係	平野 里都子		

## ○開 議

午前9時開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、一般質問を行います。

### 一 般 質 問 表

平成30年玉村町議会第1回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 町長選挙時の公約の進捗について問う 2. 伊勢玉大橋から見た景観向上への取り組みについて問う 3. 文化財の掲示板の表面の劣化対応を問う 4. 学期制変更について教育長の見解を問う	月 田 均
2	1. 平成30年度施政方針について 2. 町の財政健全化に向けた取り組みについて伺います 3. 教育改革について町の取り組みを伺います 4. 野焼き（農地の畦畔焼き）について、町の考えを伺います	渡 邊 俊 彦
3	1. 平成30年度施政方針について 2. 認知症の高齢者徘徊対策を問う 3. 3学期制移行の方針を問う	石 内 國 雄
4	1. 平成30年度施政方針について 2. 「サイクリングのまちプロジェクト」の進捗状況について 3. 「食によるまちづくり」の進捗状況について	新 井 賢 次
5	1. 施政方針について 2. 「子育てするなら玉村町」の旗を守れ 3. 学期制の再検討を 4. 収納行政について	宇津木 治 宣
6	1. 平成30年度施政方針について	備前島 久仁子

順序	質 問 事 項	質 問 者
7	1. 平成30年度施政方針について 2. 町内の防災についての具体的対策は何か 3. 子育て支援対策について	小 林 一 幸
8	1. 平成30年度施政方針について 2. 地域包括ケアシステムについて	三 友 美 恵 子

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

[4番 月田 均君登壇]

◇4番（月田 均君） 皆さん、おはようございます。きょうは3月7日、暦は春ですが、まだまだ寒い日が続きそうです。それにしてもことしの冬は寒かった。もう寒くて家の中でじっとしていました。子供のころ、あの寒かったころを思い出しまして、暗い気持ちになったのですが、オリンピックが始まりまして、このオリンピックも何か暗いイメージで、どこか見たことのない管弦楽団が来まして、管弦の響きにぎわしくならいいのだけれども、私なんか見たって、非常に目ざわりという感じで、ますます暗くなりました。ただ、オリンピックも中盤以降、日本の選手が非常に頑張ってもらいまして、楽しく見させてもらいました。

今回のオリンピックを皆さんいろいろ感じるがあったと思うのですが、私は負けても勝っても非常に涙の多かったオリンピックだなというふうに感じました。特に私が感じたのは、女子の500メートル、2位になった韓国の選手なのですけれども、彼女はオリンピック2連覇していて、非常に地元開催ということで期待が多かったと思うのです。練習も非常にしてきたということで、だけれども1位になれなかったということで、大きな涙を流していました。彼女、何か美人で韓国ではすごい人気があるということなのですが、私あの姿を見ていて、すっかりファンになったということでした。それがオリンピックの思い出というか、感じなのですけれども、月は変わりまして、3月、3月はオリンピックでなくて、政治の季節ということで、議席番号4番月田が一般質問を行います。

では、まず第1の質問、町長の公約について、町長選から2年、選挙戦で訴えた重点政策実現に向け、積極的に取り組んできたと思いますが、次の4項目の政策についての進捗をお聞きします。

- ①、五料・飯倉地区において所得増大に向けた地元野菜の加工施設の誘致。
- ②、東毛広幹道のバス路線の実現。
- ③、JAしばね・JAじょうよう跡地を利用した地域コミュニティセンターの充実。
- ④、粗大ごみの地区収集を無料で年4回実施についてです。

続きまして、第2の質問、伊勢玉大橋からの景観の改善について伺います。景観計画の作成が進ん

でいます。この計画は町内を3つのゾーンに分け、それぞれのゾーンにおいて建築物の位置や色彩等の守るべき基準をつくろうとするものと聞いています。町の景観向上に貢献するものと期待しているところであります。

ところで、景観は建築物の位置や色だけではありません。町の眺望点の一つに伊勢玉大橋が挙げられています。ここからの景観が非常にすばらしいということですが、欄干に取りつけられた防風板が邪魔で、利根川上流の景観をはっきりと見ることはできません。「利根川に藤川が流れ込み、その先には榛名山が見え、足元には2万4,000年以前の地形が見える」、こんなすばらしい景色を見ることはできません。町はどのように考えていますか。

続いて、第3の質問、文化財の掲示板改善について。町には先人が築き上げた歴史ある貴重な文化財がたくさんあります。これら文化財を後世に伝えることは大切なことです。その文化財の横に掲示板を設け、内容を説明しているものがありますが、その掲示板の字が消えかかっているものがあります。対応をお聞きします。

続いて、第4の質問、学期制変更について。平成31年度から3学期制に変更になると聞いています。学期制検討委員会を立ち上げ、検討してきた結果だとのこと。

ところで、教育長は2年ほど前まで玉村町の2学期制の中で現場の教育責任者として職務を遂行してきましたが、この2学期制について当時どのように感じていましたか。また、今後実施される3学期制にどのように取り組もうとしているかお聞きします。

以上で第1の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 一般質問が始まったわけでありますが、第1番目の月田均議員の大変ソフトな始まりで、ほっとしているところがございますけれども、緊張を持って答弁したいと思っております。

最初の町長選挙時の公約の進捗についてお答えいたしますということで、2年前のことになりますけれども、公約についてのご質問でございます。

まず、五料・飯倉地区において所得増大に向けた地元野菜の加工施設の誘致につきましては、地域経済の活性化、雇用機会の確保または所得増大面から、効果の高い施策であると考えております。またその一方で、町の財政面への効果も高く、財政健全化への寄与も見込めることができると認識しております。

施設を誘致し立地させる場合、開発許可が必要となります。開発許可の条件には、技術基準や立地基準などがあります。また、農地への立地となった場合には、農振除外や農地転用が必要なこともあり、この場合には現在進めている農地の集約・集積への影響を考えると、その位置の選定については慎重に考慮すべき課題であります。また、加工施設が稼働するだけの量を確保できるか、場合によっ

てはその担い手の育成など検討すべき課題が幾つかありますので、今後も誘致が可能かどうか調査研究していきたいと思えます。

次に、東毛広幹道のバス路線の実現につきましては、昨年6月議会にて宇津木議員のご質問でもお答えしましたが、高崎駅を起点として当町の道の駅を経由し、太田市や東毛地区まで運行するバス路線の実現ということで、町全体としての公共交通の目指すべき姿が明らかになった段階で、策定予定の交通網再編計画とあわせ、沿線の自治体やバス事業者への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、JAしばね・JAじょうよう跡地利用についてお答えいたします。JA両支店の跡地利用につきましては、さまざまな可能性を検討してまいりましたが、敷地購入及び施設整備など多額の税金を投入することが想定されるため、町の財政状況に鑑みますと、なかなかその利用策を見出せない状況が続いておりました。

しかしながら、今回の施政方針でも触れさせていただきましたが、しばね支店跡地につきましては、平成27年の関東・東北豪雨による常総市の大水害や昨今のゲリラ豪雨の発生状況等を踏まえ、(仮称)水防センターを整備し跡地利用することとしたところでございます。現在の進捗状況といたしましては、不動産鑑定等の作業に取りかかっているところでございます。

じょうよう支店跡地に関しましては、現在も一部の施設をJAが使用している状況であることなどを踏まえ、現時点では町として直ちに購入して利用する考えはございません。

次に、粗大ごみの地区収集の実施につきましては、平成28年度12月議会で浅見議員からの同様の質問にもお答えしましたとおり、粗大ごみ地区収集は多くの問題があったため、現在のところ再開する方針に至っておりません。しかし、現在のクリーンセンターへの粗大ごみを直接持ち込む方式では、車を運転できない高齢者世帯などの問題があることは認識しております。そうした世帯の方は、現在収集運搬業者を通じて運搬費を自己負担してクリーンセンターに粗大ごみを出していただいております。

なお、経済的な事情等のある方には、所得や世帯構成員等の条件がございますが、申請により運搬処理費を町で負担する制度もございます。現状では利用者が少ないようでありますので、今後制度の周知に努めてまいります。

次に、伊勢玉大橋から見た景観向上への取り組みについてお答えいたします。町の眺望点の一つに掲げられている伊勢玉大橋について、欄干に防風板が取り付けられているため、利根川上流のすばらしい景色を見ることができないとのご意見でございます。先ほど写真が配られておりますけれども、大変景観はすばらしいということがあらわされていると思えますが、防風板の取り付けについては、設置者である伊勢崎土木事務所に確認をいたしました。土木事務所によりますと、伊勢玉大橋については、赤城山、榛名山などからの吹きおろしの風が強く、特に冬季にあっては歩行者及び自転車の通行に対する安全性が懸念される場所であるので、安全確保のため必要と判断し設置したとのことでした。

た。また、防風板の高さは1.5メートル程度ですが、これについても風が直接体に当たらないように配慮した高さになっているとのことでございます。資材を選定する際には、景観面に配慮した結果、透明で耐候性のあるポリカーボネート板の採用に至ったとのことでした。

景観計画は、土地利用や建築行為などを行う際に、住民や事業者に対し景観的な配慮を求めるものですが、あくまで建築物や構造物が作り出す空間の質的な向上を求めるものであり、道路の交通機能や安全性、河川の治水機能などの、それぞれが本来持つべき機能は当然に優先されます。確かに防風板がないほうがすばらしい景色を楽しむことはできますが、歩行者及び自転車の通行の安全確保には必要なものであると考えております。現在の防風板についても、景観に配慮したものであるとのことですが、今後耐用年数が過ぎ、更新の必要が生じた際には、その時点において景観に配慮した最善の資材を採用していただけるよう群馬県に働きかけていきたいと考えております。

次に、文化財の掲示板について及び学期制の変更についてのご質問は教育長からお答えいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 文化財の掲示板の表面の劣化対応についてお答えいたします。

文化財の掲示板には、説明板のほか、文化財の傍らに設置されている標柱、道路に設置されている導入案内板がございます。町教育委員会が設置したものは、説明板、標柱がそれぞれ19カ所、導入案内板は31カ所を数えます。設置年代が不明のものもありますが、古いものは昭和51年、多くは平成7年から10年にかけて設置されたものです。また、県や個人などによって設置されたものが、説明板13カ所、標柱4カ所、導入案内板が5カ所あります。

平成30年の1月から2月にかけて点検を行ったところ、町教育委員会が設置したもののうち、日差しや風雨によって文字が消えかかっているものや自動車による飛び石などによってへこんだり、さびが生じたりしているものなど修復を必要とするものが説明板4カ所、標柱11カ所、導入案内板13カ所が確認されました。

月田議員ご指摘のとおり、歴史ある貴重な文化財を後世に伝えることは大変重要なことと教育委員会としても深く認識をしております。したがって、今後これらの掲示板の修復を計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、学期制の変更についてお答えいたします。学期制については、平成28年11月に学期制検討委員会を立ち上げました。その結果をまとめた答申を平成29年12月にいただきました。答申では、2学期制、3学期制それぞれに利点と課題があるとはいえ、子供たちはどちらの学期制であっても、充実した学校生活を送ることができるとした上で、今後の学期制については、これまで玉村町が実施してきた2学期制の成果を十分生かした新たな学期制へ移行していくことが望まれる。そして、ここで言う新たな学期制とは、2学期制の充実・発展、2学期制の成果を生かした3学期制への移行等を含むものであるとありました。

そこで、平成30年1月26日の教育委員会定例会において、検討委員会からの答申を踏まえるとともに、子供たちの学校生活の充実、教職員や保護者の考えや意向、国や県の動向、玉村町が目指す教育等を踏まえ、総合的に判断した結果、平成31年度より玉村町がこれまで実施してきた2学期制のよさを生かした新たな3学期制へ移行することといたしました。

次に、私自身が教育責任者として、2学期制をどう感じていたかについてですが、2学期制下で育っている本町の児童生徒は、学力を初め、いろいろな面で力をつけてきており、生徒と教師、生徒同士の人間関係もよいという状況にあります。これは、私が現職のころも同様でありました。背景には、子供と教師が常日ごろから触れ合ったり、半年という長いスパンで学力の向上を図ったりしたこと、また長期休業を有効に活用したことなど2学期制のよさを生かした取り組みがあったものと思います。しかし、こうした背景は、いかなる学期制のもとでも重視すべきことであります。日本の学校教育が長い間なれ親しんできた3学期制には、生徒たちが長期休業を節目にして、区切りを意識しながら張り張りのある学校生活を送れたり、他郡市の学校とほぼ共通した日程で教育活動が行えるため、生徒にとっても教師にとっても、日程上の不都合がなくなるなどのよさがあります。したがって、生徒たちは3学期制のもとで学び、成長することもできるという考えも一部持っておりました。ご案内のとおり、学校の学期は教育委員会が学校管理規則で定める、いわば教育の枠組みの一つであります。私は、2学期制という枠組みの中で、教育の原点・本質とは何かを考えながら、教育内容や方法の質の維持・向上を主眼に置いて日々の教育活動を行ってまいりました。

今後は、この2学期制のよさを生かした新たな3学期制に移行していきます。学校の教職員とともに、教育の原点を見詰め、本質を見きわめながら、これまでの10年間2学期制を行ってきた玉村町だからこそできる新たな3学期制をつくり上げてまいりたいと考えております。

そして、その準備期間が2018年度であると考えております。議員の皆様におかれましても、このことについてご理解いただくとともに、学校教育に対する多大なご支援とご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

第1の質問なのですが、その中でJAの跡地ということで、芝根の人はあれが売られて住宅になってしまうのではないかとということで大分心配していました。私もそうではなくてよかったと、町が取得するというので安心してあります。これは、私だけではなくて、芝根の人全員が感じていることだと思います。中身については、充実した施設をつくるように努力をしてもらいたいと考えております。

水防センターということで、これ70年前のカスリーン台風のときの被害を考えると、やはり適切なものだと私は思うのですが、このJA跡地については先輩の議員がこの四、五年間で10回ほど一般質問しているのです。こんなに一般質問している項目はないのですが、読んでみますと、やはりあ



れは芝根の非常に重要な施設だと、歴史に残る場所なので残してくれということでした。芝根の人は大体わかるのですが、玉村の人とか、上陽の人は余りわからないと思うので、では何が重要なのかということ、ちょっとここで皆さんに理解してもらおうと思ってまとめてみました。

まず、いろいろ調べてみると、これ江戸時代ですよ。日光例幣使という歩いて日光まで行ったわけですけども、JAのすぐ横を通過して、五料の関所のほうまで行っているわけです。先週は祭りがありまして、当時の地図、鳥瞰図的なものの絵が描いてあるのですが、そこにもやはり矢川があって、そこに小さな橋があって、やはりこのところは重要な場所だったなと私が思いました。その後、明治になって、小学校がすぐ近くにできたと。その後、日清、日露の戦争があって、記念碑があるのです。日清戦争、日露戦争の碑がありました。私なんかも子供のとき近くで遊んだことがあるのですけれども、あと私は全く知らなかったのだけれども、知らないというか、生まれる前のことなのですから、昭和9年に陸軍大演習というのがあって、昭和天皇があそこのすぐ前で馬に乗って、飯倉のほうから五料まで回ったというのは有名な話なのですから、話によると馬に乗れなくて、1回落っこちてしまって、押してやったという話をよく近くのおじさんがしていたのですけれども、うちの母親なんかも見ていたそうなのですから、そこに今、聖跡記念碑という碑があるのです。私は、戦後民主教育を受けたので全く知らなかったのですけれども、結構立派な碑があります。あと、芝根中学校もちょっと離れたところにありましたけれども、その碑もやっぱりそこに持ってきて置いてあるということでした。

その後、芝根村の役場ができて、それが役場から公民館になったのです。私のころは、小学校のころは公民館だったと思うのですが、私が最初選挙をしたのは、そこに行って、20歳過ぎになって選挙したのはあそこの公民館のところだったです。その後JAができて、JAの支所ができて、ずっとつながってきたということで、芝根にしては、芝根のもう歴史をずっと見てきた大事な場所なので、そこが公共施設として使われるのは非常に素晴らしいということなのですが、やはりその歴史をただ水防センターということだけではなくて、歴史を何か載せる資料とか、そういうようなものを集めるような、見られるような施設として私はそういった機能も入れてほしいなとつくづく思っているし、またそういった意見も聞きますけれども、その辺、町長、何か検討してもらえますか、ひとつお考えをお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいまる議員のほうからご説明があったように、あのJAの跡地、あの跡地が当時の役場からJAに移られた。そして、その忠霊塔があったり、薬師様があったり、あるいは先ほどお話がありましたように、元の例幣使道が今とは違った道で、そこに昔のこの街道の跡があるというようなことで、芝根地区の皆さんにとりましては、非常に思い出なり、この歴史のある一つの象徴だというふうに認識しております。そして、このJAの跡地に関しましては、区長さんはじめ

議員さんもそれぞれこの議会に請願書を出して、その保存に当たるようにというようなことでもございました。今回、（仮称）水防センターというようなことで、災害における特に水防に関するセンターという位置づけで、これから整備をしていこうということでもございます。その中で、災害のそのいろんな今までの芝根地区における記録等もあると思いますので、そういうようなものを掲示したり、あるいはいろんな教育的な面で利用するというようなことは可能かとも思いますけれども、その一つの一定の水防センターとしての施設あるいは土地の使い方に関する基準がございまして、それに合うような形で皆様の思いをつなげていくようなことも考えていけたらと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、第2の質問について移らせていただきます。

景観の件ですけれども、これ皆さんちょっと見ていただきたいのですが、今、景観条例というのをつくってまして、その中で景観眺望点というのがあります。何か8つか9つあったと思うのですが、その中で5つが利根川と烏川に渡るその橋の上からが、この5つが眺望点として取り上げられていました。そこで行って写真を撮ってきたのですが、やはり福島橋、玉村大橋、五料橋、岩倉橋、伊勢玉大橋ということで非常にいい眺めです。玉村町、5キロ四方ということで小さな村なのです。これだけきれいに橋が見える、川が見えるというところはどこにもないし、群馬県当然ないし、日本だってそんなないと思う。すばらしいところで、眺望点と選んだ理由がよくわかるのですが、その中で5番目、伊勢玉大橋から見たのがこれなのです。先ほどポリカーボネート、ポリカーボネートというのは、透明性はそんな特別ではない、アクリルより悪いのだけれども、強度が強いということで選んだはずなのですが、これがこのとおり、これは私の身長から見たものなのですからけれども、全くほかのところとは違う。この小さな穴からずっとのぞいたものがこのものです、右側。そうすると利根川があって、その奥のほうにこの藤川、上陽のほうから藤川が流れてきているのですが、そこは藤川が流れ込んでいます。そのもっと先のほうを見ると、榛名連峰が見える。もうちょっと見ると、子持山とか、小野子山なんかも見えていましたね、これ。非常に景色がいいというところです。

さらに、その右下なのですが、平らな岩が見えるのです。これが何かということなのですが、私はどうも私の推定なのですが、今から2億4,000万年前に浅間山が、今の富士山のようなでっかい浅間山があったらしいのですが、それがどばっと大崩壊して下之宮辺まで、箱石の辺まで流れてきたらしいのですね、それは。それが埋まる前の地形なのです。埋まったところはその右側にコンクリの壁みたいなものがありますよね、高さ三、四メートル。あれぐらいのものが浅間から流れてきて固まったもので、そこを利根川が流れ出して、その上が削れて今見ている右下の平らなものがその2億4,000万年前以前の玉村の地形だということなので、こういったものをやっぱり景色もきれいだけれども、地質学的にも非常にすばらしいので、この辺が見えないのは非常に私としては残念、口惜しいということなのです。

先ほど説明の中に、高さが1.5メートルと言うけれども、1.5メートルよりあるのです。私が大体はかってみると、1.8メートルぐらいがこの一番上なのです。だから、30センチ伊勢崎土木はうそを言っていると。よくもっと見ると、このポリカーボネートは、幅が26センチ、長さが2メートルのものを使っているのです。それを6枚ぐらい重ねているのです。だから、早い話が上1枚とっていいのではないかと、今聞いて。そうするとちょうど私が見えてちょうどいいかなと、子供は無理だけれども、今の子は背が大きいから、中学生ぐらいだったら十分見えるぐらいで。そのぐらいのことはしたほうがいいなと思って、まして2つぐらい外しても、下1.1メートルぐらいありますので、別に問題ない。

もっと気になる。あれっと思ったのは、岩倉橋のほうへ行って見たのです。右下、岩倉橋は欄干、当然この防風板なんかなくて、玉村町のイラストマップというのがこの欄干についている。玉村町にはこれが、利根川があって、烏川があって、八幡様があってとか、そういうようなものを書いてありまして、やはりこういうものを見なさいよということを書いてある。だから、この伊勢玉大橋もこういったものを欄干につけて、上の1つや2つを外して、こういうのが見えるよ。これが藤川だよとか、利根川だとか、その昔の地形だとかというふうになれば誰も文句は言わないし、みんな喜ぶのではないと思うのですが、都市建設課長はどんな感じを持っていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町長のほうの答弁にもありましたように、景観計画ということは今策定してしまして、非常に景観も重要なのですけれども、それ以上に重要なのが安全性ということで、こちら土木事務所のほうが坂東大橋をつくったときから、県内でこういったものを設置してきているという状況です。環境にこれでも配慮したスケルトン型のもので採用しているということで、耐用年数が10年から15年程度ということで仕様書のほうにあるようですので、こちらのほうが切れるときには、もっといい製品ができていけばいいなと思います。月田議員さんの意見についても、町のほうから土木事務所のほうに伝えていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 安全第一ということで、私は今から40年ほど、もっと前かな。初めて仕事をしたときに、会社行ったら「安全第一」という看板があって、あれがすごく記憶に残っているのです。私は、40年間技術の仕事をしたけれども、安全第一で設計したことは一回もないです。何でやったかという、品質第一でやった。誰かと違って、コスト第一ではやらなかった。品質第一でやった。ということは、第一は1個だけではない。いっぱいあるのです。安全第一もあるし、品質第一もあるし、コスト第一もある。だから、今、課長さんが言いました安全第一だから景観は第二だと言う

けれども、それは間違いだと私は思うのです。やっぱり景観も第一。私思うのだけれども、夏は風吹かないのだから、夏だけ、簡単に外せるのですよ、あれボルト、ナットでつけていて、行ってやれば私がやったっていいぐらいな話なのですけれども、そのくらいの気をきかしてもいいのではないかと  
思うのですけれども、どうですか、玉村町。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 私も個人的に思えば、岩倉橋みたいに1カ所でもちょっと眺められるところをつくっていただければいいなというのはあります。安全第一、景観第二ということではなくて、景観計画のほうにもそういったものを優先していいというふうにうたっていますので、両方大切ということです。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 景観が第一ということで、引き続き粘り強く伊勢崎土木のほうにも相談して、話はかけていただきたいと思います。

ところで、この絵の一番左側です。左下の写真、これは何だというふうに感じている人もいっぱいいると思うのですけれども、芝根の人ならばこれを知らない人はいない。芝根の課長さんに何だ、もし知らないのだったら、これ潜りなので、どんなものかお聞きします。会計課の課長さん、わかりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 議員の指定なので、会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 金井満隆君発言〕

◇会計管理者兼会計課長（金井満隆君） 月田議員さんのご指摘のところは、旧三本松があった跡地というふうに私は認識しております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうです。三本松って芝根の子はみんなよく覚えているところなのですけれども、金井課長とすればどんな記憶がありますか、思い出が。

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員、今の質問は通告と会計課の質問でないので、質問を変えてください。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私と同じように思い出がいっぱいあると思います。ただ、この三本松という

のが、いつ誰が植えたかはわからないのです。いつ誰が植えたかわからないけれども、誰もが知っているというのが芝根の三本松なのですけれども、これに関していつごろ、誰がつくったかわかると思いますが、課長さん、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 三本松の由来の関係についてお答えさせていただきます。

三本松の由来につきましては定かでないというのが正直なところではありますが、一説には船頭さんが利根川の堤防工事に使用する石を利根川で石舟を使って採取した時期があります。その中に石仏が混じていたものを三本松の場所に据え、そのときに松を植えたという話があります。大正末期、東京日日新聞に「利根川さかのぼる八十里」という紀行文が掲載され、舟が五料に差しかかると三本松を天下の絶景だと絶賛したそうであります。当時の五料河原は大輪のツキミソウが咲き乱れていたようで、三本松、そのバックにはツキミソウが咲き乱れる利根川と赤城山、さぞかしすばらしい光景であったと思われます。しかし、大正時代には三本松は実は1本しか松がありませんでした。戦後、五料の人たちによって植えられて3本になったというお話を聞いております。その後、三本松、平成24年ころにマツクイムシに冒されてしまって、枯れてしまったということで、地元では大変残念がっているということでもあります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かに私が5年ほど前に行ったときになくなっていてショックを受けたのですが、町制50周年のパンフレットというか、冊子にはちゃんと写真があったのです。だから、あの当時まであったと思うのですが、やっぱりもう一度復活してほしい。私なんかも復活してほしいのですが、何か難しいと。国土交通省の役人に言ったら、「土手の中に木を植えることはまかりならぬ」という話なのです。ただ、あれだけ土手の河原の中に雑木が植わって、何もしないで、もうけしからぬとは何だと私は思ったのですけれども、何かやり方が私はあると思うのです。

実は先週の土曜日にあそこへ行って見たのです。うちから4.5キロぐらいあるのですが、そうしたら割り箸を半分ぐらいの松が植わっていたのですよ、高さが15センチぐらいの。その横にペットボトルが置いてあって、水が半分ぐらい入っていた。だから、誰か植えたのではないかと思うのです。人が入らないように何か棒が二、三本立っていたのですが、やはり本当にあの辺の五料の人なんかは、もう一回また植えてほしいという希望はあるのだと思うのですが、何か対策というのか、そういうものは考えられないかなということなのですが、町長、どうなのですか、その辺に関しては。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前9時41分休憩

---

午前9時41分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 質問を変えます。再度三本松を復活させてほしいのですが、そういう行動を町としてもとってほしいのですが、どうでしょうかということです。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 突然のことですので、考えがまとまりませんが、ちょっといろんな議員がおっしゃるようなことは可能かどうか、担当課に検討させてみたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 終了しますか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） それでは、ということでお願いします。

次の質問に移ります。文化財の掲示板については、先ほど教育長のほうから答弁がありまして、そういったことで進めていっていただきたいと思います。

続いて、学期制変更について、確かに私は学期制変更に関しては、難しいと思うのです。なぜかという、3学期、2学期、両方受けた人は余りいないのです。実は私は高校1年のときは2学期制だったのです。小学校、中学校は当然3学期、高校に行ったら何か知らないけれども、2学期だったのです。私が中学のときは「高校へ行くと2学期制で10月休みがあるんでいいな」といったことを友達と話した記憶があるのです。ただ、我々ここに議員の中にも先輩いるのですが、高校のとき2学期制だったというのは余り覚えていないということなのです。私もそうかなということで、数十年ぶりに引き出しの中を探して、高校のときの通信簿を見ました。そうしたらやはり高校1年は2学期制だった。2学期というか、前期と総合と書いてありました。3年間使える通知票だったのだけれども、2年以降は新しくなって、1学期、2学期、総合というふうになっていました。私が2年になって感じたのは、やっぱり生活のリズムには3学期のほうがいいなというのは今でも覚えています。向いているなど。ただ、成績はどうだったかとよく見ましたら、何か2学期のほうがよかったということで、これは3学期制が悪いのではなくて、私の問題なのだと思いますけれども、いずれにしろそういった感覚がありました。だから、3学期制、一般質問しましたけれども、いいのかなという感じがするのですが、ただ1つ非常に気になる点がある。これ町長に聞きたいのですけれども、2年前の

話で、もう古い話で嫌な、古い話になってしまうのですが、公約、公約というか、重点政策の中で2学期制を3学期制にするというふうに書いてありました。私は、当時別に何とも思わない。まあそんなものかと思っていたのですが、よく考えると、小学生や中学生に選挙権があればそれでもよかったと思う。ただ、小学生、中学生が選挙権がない状態で、大人とか、親とか、おじいさん、おばあさんだけがその選挙で決めていかどうかというのは、それを選挙の政策として訴えるということは、いいのかなと。本当ならば学期制検討委員会を立ち上げて、そういう意見を聞くというのだったら、別に何も問題ない。ただ、あの段階では2学期制を3学期制にするというのを政策として出して、いや、若干不適切ではなかったかなと思うのですが、その辺、今になってみて、町長の見解をお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 重点政策の中に多分入っていると思いますけれども、公約としては掲げていないのでありまして、政策として出したというふうに覚えておりますが、それに対して私自身も2学期制とか3学期制というのをそれほど検討していなかったのは事実であります。しかしながら、その当時のいわゆる有権者の方のいろんな声を聞きますと、この学期制の問題で、かなりいろんな意見をお持ちの方がいらっしゃる。そして、それがこの玉村町の2学期制というのを続行しているということに対して何らかの意思表示をしたいというようなご意見がありました。

私自身は、町長になりましてからも、一番大切なのは、前の教育長も話しておりましたし、その生徒さんがどういう教育をやったら一番いいのかということが基本ではありますけれども、その教育をどのような形でやるかというのに関しましては、やはり教職員や、それから保護者や、あるいはそういう2学期制の教育を受けた卒業生の皆さんとか、全てのそういう関係者が集まって、やはり適切な学期制というのを検討していくのが必要ではないかというようなことを強く感じたわけでありまして、町長になりましてからはそのような形で私の意見を述べさせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 町長の考え方はわかりました。ただ、2学期制を3学期制を変えるのは公約ではないと言っていましたけれども、選挙の前の二、三日前に新聞に出ますよね、考え方が。あれには3学期制というのが書いてあったから、やっぱりあれは公約ではないかと私は思いました。

以上で終わります。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。再開を10時5分にします。

午前9時48分休憩

---

午前10時5分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、5番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔5番 渡邊俊彦君登壇〕

◇5番（渡邊俊彦君） 議席番号5番渡邊俊彦でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。傍聴の皆様には春とはいえ、まだまだ寒い中、大変ご苦労さまでございます。大変ありがとうございます。ことしは冬季オリンピックの開催の年でありました。隣の韓国平昌では、先日まで競技が行われておりましたが、日本の選手団も過去最多のメダル13個を獲得いたしまして、日本選手の活躍の頑張りには私も感動とパワーをいただいたところでございます。また、2年後の2020年には日本で開催される東京オリンピックのマスコットキャラクターも決まったようですし、自国開催でありますから、このオリンピックで日本選手の頑張りと多くのメダルを期待するところでございます。

それでは、1つ目の一般質問に入ります。平成30年度施政方針の中から、まず産業分野についてお伺いいたします。観光による地域振興として、観光資源のPRやツアーの企画など独自の観光事業を展開していくについてお伺いをいたします。当町は、決して観光資源が豊富とは言えないと思います。この中で何を観光資源としていくのか、また観光による経済効果について今後の見込みと過去の成果についてお伺いをいたします。

次に、同じ産業・経済分野の中から、未来への投資につながる企業誘致や産業振興、雇用促進対策として、高崎玉村スマートインター周辺地区について、新産業団地の開発など新たな拠点整備を目指すということですが、このスケジュールや構想についてお伺いをいたします。

次の質問ですが、都市基盤分野の中から、新橋建設促進についてお伺いをいたします。都市計画道路と六分前橋線の利根川への架橋についてですが、今年度調査を行ったわけですが、調査結果について、これに基づいて国や県へ働きかけを一層推進していくということですが、町としては例えば予定地の買収とか、くい打ちとか、実施に向けた方向にはまだ向かっていかないのですか。30年度予算には反映されていないようですが、この辺についてもお伺いをいたします。

次の質問、2つ目に移ります。町の財政健全化に向けた取り組みについてお伺いをいたします。町の経常収支比率も高比率で、高どまり状態であり、改善されそうにありませんが、財政健全化には歳出削減と歳入増加の2手法があると思いますが、高齢化が進み、社会保障費の増加が進む中、歳出削減はどのようなことを考えているのか。また、歳入増加については、なかなか税収増も見込めない中、どのような対策を考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、教育改革について町の取り組みをお伺いいたします。申しおくれましたが、角田教育長さん、ご就任おめでとうございます。早速で申しわけございませんが、教育関係について質問させていただきます。教育の2020年問題ということを最近耳にしますが、国はまだこの方針について検討中の



ようであります。大学入試センターの試験は廃止されるようであります。これについては、町の小中学校の段階では直接関係するものではありませんが、国が学校の教育内容やカリキュラムを定めた学習指導要領を改訂すると聞いておりますが、この改訂については、知恵を使う力を身につけることが加わり、思考力・判断力・表現力など社会に出てから必要とされる力を学校で教えようということのようですが、町教育委員会ではこの改訂に伴う準備はどのような状況かお伺いをいたします。

続いて、4つ目の質問に移ります。野焼き（農地の畦畔焼き）について、町の考えをお伺いいたします。野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や群馬県生活環境を保全する条例によって禁止されていることは承知しております。農業者が行う野焼きは水路端や道路端の枯れ草、畦畔の枯れ草焼却であります。この水路端や道路端については、町の土地であると思います。公共用地でありますから、ここに繁茂した雑草、枯れ草を焼却して、病虫害の発生を防ぎ、駆除し、またこれは交通安全等にも貢献していると思います。この野焼きは、法律で定める野外焼却禁止の例外として扱うことはできないものか。実施に当たっては、住民の生活環境に支障のない範囲で行うことは当然であります。このことを全面禁止ということであるならば、所管する公共団体に対策を依頼することと考えますが、町の見解をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 渡邊俊彦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、平成30年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。まず、観光による地域振興につきましても、議員のおっしゃるとおり、当町における観光資源は、実際に住んで生活している我々は気がつきにくいのが現状であります。しかしながら、先日の東武トップツアーズによる町内観光ツアーでは、例えばブロッコリーの収穫体験や全国食肉学校で行った豚枝肉、解体作業の見学などが参加者のアンケートによれば大変好評をいただきました。このように外部からの目線では観光資源になり得るものが、町内にはまだまだ存在すると考えています。

観光による地域振興には、こういった潜在的な観光資源の発掘が必要であり、そのために今年度から東京銀座の「ぐんまちゃん家」に派遣しております職員と連携して、東京圏の皆さんに情報を発信するとともに、玉村町版サロン・ド・Gといった催しを通じて、旅行業関係者や出版社等に情報発信を行い、玉村町にとりまして何が観光資源となり得るかを探り、今後に生かしていきたいと考えております。

観光による経済効果といたしましては、道の駅玉村宿の活性につながるとともに、交流人口や関係人口の増加、将来的には移住者の増加にも結びつくものと考えております。

次に、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区における新たな拠点整備のスケジュールと構想についてお答えいたします。高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区は、県内交通だけでなく、

高速道路を利用した広域交通の利便性に大変すぐれている場所であり、新たな玉村町の玄関口として、産業団地などの立地に非常に適した地区であります。このことから、次回の定期編入が行われる平成32年度を目指し、工業専用地区としての市街化区域編入作業を進めており、平成29年度は調査と土地利用基本計画の作成を行いました。

市街化区域編入をするには、地権者との用地交渉はもちろんのこと、事業実施の確実性の担保や農林漁業の調整、周辺環境への影響の有無など、さまざまな協議を県や国と行うことが必要となり、昨年からは編入地区に関する数多くの資料の提出を行っております。手続が順調に進んだ場合、平成32年度に市街化区域への編入、その後、測量や用地買収、文化財調査、開発許可の手続、団地造成などを実施し、分譲ができるようになるのは平成38年度ごろになる見通しです。少しでも早く玉村町の新たな玄関口となる拠点整備が実現するよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、与六分前橋線の利根川への架橋についてお答えいたします。新橋建設の県に対する要望活動につきましては、平成10年度から毎年度県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会で行っており、今年度も去る11月13日に実施し、主要地方道前橋玉村線以南の県道昇格と新橋の建設促進を要望したところであります。

また、今年度は新橋建設事業効果調査業務を行い、費用対効果について1.52という数値が算出されております。

予定地の買い上げや、くい打ちなどの実施の方向についてですが、県に対する要望は、前橋玉村線以南を県道に昇格してもらい、事業の実施をお願いするものであります。事業実施に関しては、現時点で町が先に用地買収を進めた場合、国の補助金を受けることができず、全てが町の持ち出しとなるため、困難であると考えています。また、今年度の要望活動の際には、群馬県県土整備部長より、県事業として進めるには、県民に対する説明責任があるため、前橋市側だけでなく、玉村町側も産業団地が立地されるなどして、地域のポテンシャルを上げていくことが必要であるとの指摘も受けています。スマートインターチェンジ北側については、現在平成32年度の市街化区域編入を目指し作業を進めておりますので、これが実現すれば、新橋建設の促進につながるのではないかと考えております。今後も引き続き要望活動を行うとともに、新橋建設促進に向けて努力してまいりたいと思います。

次に、町の財政健全化に向けた取り組みについてお答えいたします。渡邊議員のおっしゃるとおり、財政健全化には歳出削減と歳入の増加が必要です。議員ご指摘のとおり、本町の経常収支比率は平成28年度決算において97.8%と、県内市町村と比較しても高率を示しており、またピーク時には30億円以上あった財政調整基金も平成30年度末では10億円程度と見込まれております。こうした中、平成30年度の予算編成に当たっては、選択と集中を基本に、未来につながる予算と既存事業の見直しにより編成を行ったところであります。

まず、歳出削減はどのようなことを考えておりますかとのことですが、平成30年度予算編成では、本年度に限らず、事務事業の継続的な見直しにより、高齢化による社会保障費の自然増への対応を図

りました。

また、歳入増加については、どのようなことを考えておりますかとのことですが、企業誘致や産業振興、移住・定住促進や交流人口の増加など中長期的な視点に立って歳入増を図っていきたいと考えております。

今後においても選択と集中による歳出の見直しと未来への積極的な投資を行い、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

次の教育改革についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、野焼き（農地の畦畔焼き）についてお答えいたします。いわゆる野焼きについては、屋外における燃焼行為として、群馬県的生活環境を保全する条例により制限されており、焼却に伴ってばい煙が発生するものを屋外で多量に燃焼させてはならないとされています。しかし、例外的に認められているものもあり、地域の慣習として行われるどんど焼き等が該当します。

農業関係ですと、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる燃焼行為であって、生活環境の保全上支障が生じないと認められる燃焼行為は、例外的に認められています。この生活環境の保全上支障が生じない燃焼行為であるかどうかの判断は、周辺の方から苦情などが寄せられない程度の燃焼行為かどうかということが判断基準の一つとされています。昨年度までも各地区で行うどんど焼きや畦畔焼きに伴い、消防署や交番に苦情の連絡がありました。この苦情連絡があった時点で判断基準に抵触し、例外となくなってしまうます。

こうした前例があったため、屋外における燃焼行為に対して、消防・交番・町で打ち合わせを行い、どんど焼きや畦畔焼きを行おうとするときは、伊勢崎市火災予防条例に基づく届出書を提出していただくことや該当する地区内にしっかりと周知すること、地区内への周知に際しては連絡先を明記すること等を確認いたしました。連絡先については、何かあった場合や事前に問い合わせることが想定され、実施団体として責任を持ってもらうために必要なことと考えています。

ご質問の畦畔焼きについて、燃焼行為の方法や周辺環境などの条件によって異なるため、一概には判断できませんが、農業を営むためにやむを得ないものについて、その燃焼行為により周辺からの苦情が寄せられない程度であれば、条例の例外とされるものと考えています。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 教育改革について町としての取り組みについてお答えいたします。

渡邊議員ご指摘のとおり、学校の教育内容やカリキュラム等を定めた学習指導要領が改訂され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されることとなりました。今回の改訂で、教育委員会として特に重視している内容を2つ挙げさせていただきます。1つ目は、授業改善の活性化です。2つ目は、英語教育の充実です。

まず、1つ目の授業改善の活性化についてですが、これからの時代は、子供たちが学習して得た知識や技能をいかに活用し、新たな価値を導き出すことができるか、渡邊議員ご指摘の思考力・判断力・表現力などの力を身につけさせることがこれまで以上に重視されています。そのため、授業スタイルについても、子供同士が既習の知識を互いに共有しながら、みずから問題を解決していく、いわゆるアクティブラーニングの授業への転換が求められております。学習指導要領の中では、これを主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善と表現しております。

町としましては、平成29年12月8日、全教職員対象の研修会「授業交流会」において、新学習指導要領について町の指導主事が説明するとともに、教職員が各教科別に分かれて意見交換や協議を行い、全教職員で新学習指導要領の趣旨や内容の理解を図りました。また、玉村小学校を学力向上推進モデル校に指定し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業についての研究を進めるとともに、平成29年12月に全県に向けて授業公開を行い、他郡市の教職員とともに、研究成果の共有を図りました。

次に、2つ目の英語教育についてです。これまで小学校5年生から週1時間実施してきた外国語活動を小学校3年生から、そして小学校5年生からは新たに教科として英語を週2時間実施することとなりました。玉村町では、新学習指導要領の内容を先取りする形で、文部科学省に教育課程特例校の申請をし、本年度から小学校1年生から外国語活動を実施しております。カリキュラムについては、平成28年度の町教育研究所において「玉村町版外国語活動カリキュラム」を作成し、本年度から全ての小学校で活用、実施をしております。また、平成28年度からALTを全ての小学校に常駐配置するとともに、平成29年度には中央小学校にEAT（英語教育アドバイザー教員）を配置し、小学校英語に関する教員の指導力の向上を図っております。

その他、道徳の教科化や特別な支援を要する子供への支援などの課題につきましても、各学校が県主催の説明会に参加をして、その内容を学校に持ち帰り、校内研修で全教職員が研修を深めており、2020年度から確実に実施できるよう着々と準備を進めているところでございます。玉村町の子供たちがみずから未来を開き、夢の実現に向けて力強く生き抜いていけるよう全教職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） それでは、自席から引き続き2回目の質問させていただきます。

1回目の質問に沿って順次行いたいと思います。施政方針の中から、観光資源のことについてですが、ツアーを東武トップツアーズさんと組んで、組んでというか、依頼してですか、行ったようで評判がよかったという話ですが、このツアーというのは今のところ年1回だと思っておりますが、今後はふやす予定はあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほどお話のありましたツアーにつきましては、2月4日に実施したわけですが、「麦踏み合戦」ということで行いました。それで、その麦つながりではないのですが、5月の終わりか6月の頭にまた「麦秋の郷」ということで、それに絡んでのツアーが企画されているところであります。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） あと、せっかくですから、また観光資源が決まったらという話が町長のほうからありましたけれども、その中でやはり宣伝していく、「ぐんまちゃん家」とか使ってやっているようですけれども、大手、東武トップツアーズというのがどの程度かわかりませんが、大手の旅行会社に依頼するというか、提携結んでというか、やったほうがよろしいかとは思いますが、そういった方向でやれば、先日たまたま高崎インターのそばに日帰り温泉があるのですが、そこへ行きましたら、ほとバスが2台ほどとまっていた。そんなのを見ても、やっぱり大手と連携を組めば、あるいはPR次第では誘客がさらにできると思いますので、独自にこだわることなくやったほうがいいと思うのですが、その辺についてはもう少し広げる予定はございますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 今、ほとバスの話がありましたけれども、実際2週連続で玉村宿にもほとバスが立ち寄ったという話も聞いています。それから、去年の10月に行いました「ぐんまちゃん家」でのサロン・ド・Gのときに、そのときにはもちろん東武トップツアーズもそうなのですが、JT Bとか、あるいはその他の読売旅行とか、そういった旅行社の方も参加してくれまして、その辺での売り込みと言っていいのかあれなのですが、活動はしております。また、現に「ぐんまちゃん家」に派遣しております職員も積極的に営業活動をしているかというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ぜひ進めて、玉村町を観光による財源確保とか、いろいろにつなげていただきたいと思います。

それと、玉村町と近隣の観光地を持つところを提携もするというか、そういうのをセットにする等の工夫をすれば、さらにふやせるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。高崎玉村スマートインター周辺地区に新たな産業団地の開発にかかわる質問ですが、スケジュール等については先ほど町長答弁の中にございましたけれども、やはりそれを進めるには、もう少し詳しく聞きたいのは、開発するにはいろんなクリアしなければならない問題

点がいろいろあると思うのです。それで、いろいろ事務方のこと、あるいは行政、許可する側のこと、いろいろあると思うのですが、一番高いハードルというのが、クリアしなければならない問題というのは何なのですか、我々素人から見てわからないので、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

スマートインターの北側につきまして、20ヘクタールぐらいの開発市街化編入と開発を予定しております。30年度の予算で地権者に対する意向調査と概略設計というのを計上させていただいていますが、やはりハードル的には地権者の意向というのがやはり一番高いものかなと思います。また、農林調整、そういったこと、他機関との調整もいろいろ協議していかなければなりません。あとは事業手法の検討というところで、区画整理事業で行うか、開発許可ということなのですが、今目指していますのが開発許可による企業局にお願いできればということなのですが、企業局が候補地として選定していただくには、先ほどの地権者の意向、同意率とか、そういったものと、あとは採算がとれるかどうか、分譲価格と投資した金額、そういったものを判断させていただいて、お膳立てができていような状況であれば、企業局も事業を進めてくれるのではないかと考えています。それが困難であれば、町主導で町施行による区画整理事業か、土地開発公社ということで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 今、課長からお話しあったように、いろいろあるということ、この農地の許可の問題だとか、あるいは町側の予算の問題だとか、一番の問題は地権者だというふうに感じましたけれども、地権者の同意ということだと思うのですが、同意ということは買収価格では何かいろいろそういったそれぞれの事情はあるかと思えますけれども、その隣の高崎市に大きな工業団地できていますけれども、企業局にそのまま買収や何かをお願いすることになる場合にはわからないかどうかわかりませんが、その価格みたいなのは、予定価格みたいなのは何か案はあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今年度調査を少し行ってまして、それに概算の事業費というのは少し算出しているのですが、読めないところがまだ意向調査をする前なのですけれども、土地をどのくらいで買い上げさせていただいて、事業費がどのくらいかかるかということなのですが、文化財調査とか、そういったところでどれくらい費用がかかるかというのが読めないところもありますので、そこは最大と最小ということで幅を持った状態で事業費が出てくることになっています。その結果、事業費を含めて分譲価格を採算がとれるような形で決めていくということですので、その価格等についてはまだ今のところ未定で

あります。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 具体的には、まだ来年の予算で組んで調査が出なければわからないということとはわかりますが、いずれにしても354号バイパスが全線開通、スマートインターができて、協力しておりますので、ぜひぜひ開発を進めて地域の活性化につながればいいかと思っております。

次の質問に移ります。与六分前橋線の県道高崎伊勢崎線以北の新橋建設予定地までの間の話ですけれども、国の補助金の関係とかがあって、買収はしないと、無理だというような答弁だとは思いますが、今現在既にもう住宅が建ったりしておりますけれども、やはり何か規制ができるのかどうかわかりませんが、できるとすればしておかないと、住宅がどんどん建ち並ぶようになってしまえば、土地買収一つにしても大変だと思うので、その辺についてはもうちょっと何か研究余地はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

1つ目に、先行して町がどのように動いていくかということで、渡邊議員さんの質問にもありますように、町分のところをやるとすると、単独事業でおおむね10億円程度の予算ということになります。非常に厳しくなると思います。橋梁分については、試算では約25億円、全体事業としては40億円余りというふうな事業費になっております。ただ、要望活動をずっと続けていくのも長年やってきたのですけれども、今後も続けていく予定ではあります。ただ、30年度につきましては、若干の予算をいただく予定で町が力を入れているという意味では、のぼり旗を与六分線に予定では30本程度設置したいなと思っております。また、その風景、風景というか、道路を写真に撮ってPRするためにリーフレット、それを作成して、町内外にちょっとPRしていきたいと思っております。それで、あとは勉強会を行っていくということになりましたので、高崎市、前橋市との会議ということで、お茶代を計上させていただきます。また、要望活動に使うときの会議の場所代の予算を計上させていただきますので、継続して粘り強く進めていきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ぜひ調査が終わって、その内容によらないとそういった要望活動もなかなか話が通じにくい部分もあるかと思うので、ぜひ続けていただきたいと思うので、よろしく願いしたいと思っております。

施政方針のことはこの辺にいたしまして、次の質問に移らせていただきますが、財政健全化についてですが、なかなか厳しい状況の中で大変だと思うのですが、行政機関が行う一つの手段として、や

っぱり内部組織の新設だとか、改編だとか、そういったことは年次の予算編成に合わせて組織がえとか等行うのが普通というか、肝要かと思えますけれども、それにはやっぱりスクラップ・アンド・ビルド方式を用いなければ、なかなかその辺は進まないと思えますが、これについて予算編成のときに検討とか行ったのでしょうか。総務課長がいいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 予算編成のときに、組織改革という形で検討したかというご質問だと思いますけれども、予算編成とは別個に担当課としてその辺の見直しについては着手して、今回できる部分と来年度からもっとじっくりと内容を詰めて対応させるという部分と2つに分けて、また30年度には本格的に各課と協議しながら、そちらのほうの検討を始めたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そうですね。今年度で課長さんも何人かやめられるようではございますけれども、人事の絡みとかも多分そういった今言った30年度以降の検討の中でぜひぜひ削減のできるところはしていったほうがよろしいかと思えます。

参考にお聞きしますけれども、財政状況を判断する指標というのですか、がいろいろあると思うのですが、財政健全化判断比率としては実質赤字比率とか、連結実質赤字比率とか、実質公債費比率とか、将来負担比率などがあるかと思うのですが、それぞれの理想の健全化の率というのは、ちょっと勉強不足で変な質問で申しわけない。どういう数字になるのですか。ひとつわかりましたらお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 町長のほうの答弁のほうで申し上げました経常収支比率につきまして、玉村町は97.8%ということですが、実際に財政のほうからすると、90%を超えるぐらい、ちょっとぐらいが健全だと言われてはいますが、県内の状況を見ますと95%前後という市町村がほとんどであります。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 経常収支比率は今答弁いただいたとおりでわかったのですが、それにもいろいろそういった財政の健全かどうかを比較する、例えば実質赤字比率なんていうのがありますが、その辺はどうなのですか、玉村町の状況と、あと理想の数字というのが率でどうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕



◇副町長（宮川清吾君） ただいまの渡邊議員のご質問にお答えいたします。

健全化関係の比率につきましては、既に玉村町は非常にいい数字になっておりまして、赤字関係はございませんし、あとは実質公債費比率につきましては、数字はもちろん出ておりますけれども、若干それは30年度予算ですと、多少の起債への振りかえは行っていますので、若干ふえる可能性はありますけれども、現時点でもかなりいい数字ですし、赤字関係は出ておりませんので、そこについては問題ないというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 経常収支比率は高くても、そういった指標が副町長の答弁で安心したところでございますけれども、それと勉強不足で変な質問で申しわけありません。基礎的財政収支というのがありますね。プライマリーバランスというのですか、これは財政健全化の判断比率の数値かと聞いておりますけれども、これはどの程度なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） 今のご質問ですけれども、国におきましては、プライマリーバランスが非常に重視されておりまして、支払う公債費の額と借り入れる公債費の額というのを比較をして、黒字化をずっと目指してやっておりますが、なかなかそれが黒字にいかないというようなことでございますけれども、市町村でいいますと、プライマリーバランスはなかなか計算が難しく、正直申し上げますと、財政調整基金で調整というのが入りますので、なかなか基礎的財政収支というのは計算がしにくくなっておりますが、試算的に財政の担当のほうにちょっと数字をつくってもらったところ、数年前に1回、玉村町はかなり基礎的財政収支が赤字のほうに振れておりますけれども、この数年間はゼロのほうに戻ってきておりまして、これ済みません。先ほど申し上げましたとおり、正式な計算ではないので、ざっとした計算になってしまいますけれども、現段階ではプライマリーバランスは玉村町は調えられていると、この数年間、この二、三年では調えられているというような判断を持っています。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。わかりました。引き続きそんなことでお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。教育関係にかかわる質問になりますが、10年ぶりに学習指導要領が改訂されたそうですけれども、もちろん教育改革ですから、入試も大きく変わると思いますけれども、それが先ほどより答弁をいただいておりますが、2020年に急に変わると言っても子供たちも戸惑うと思うのです。教職員側には去年の12月にいろいろ勉強会や何か開いたようです

けれども、子供たちあるいは父兄、父母、保護者、この辺についての対策というか、説明等はもう既に始まっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） お答えいたします。

2020年度に小学校のほう学習指導要領の全面実施となります。したがって、本年度、2017年度、2018年度、2019年度というのは、いわゆる移行期間というふうに定めておりますので、その期間に子供たちに対して、また保護者に対して具体的にこういうところはこういうふうに変わっていきますという説明はしていく期間とされておりますので、これから説明をしていく。その説明をするための準備を学校のほうではしている状況であるということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ぜひぜひ玉村町の子供たちがおくれをとらないように、情報不足にならないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、現代社会はスマートフォンだとか、タブレットを検索すれば何でも教えてもらえる時代となっていますね。我々の時代とは全く変わってきたと思っておりますけれども、このスマートフォンやタブレットでなれ親しんでいる子供たちをこの教育改革の中でどんなふうに今指導、教育していくのか。国のほうで方針とかもまだ示していないようですけれども、そういったことも視野に入れた中で、何か予定とか、案とか考えていることはありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） スマートフォン等の利用に関しては、非常に危険性を伴い、さまざまな事件等も起きていますのでございます。そういったことは以前からございましたので、町としましてもスマートフォンや携帯も含めてですけれども、使い方について子供たちに、あるいは保護者に対して周知をしてきているところです。例えば夜9時以降は使わないとか、そういうようなものを出してきております。実際それがなかなかうまくいかないといいますが、保護者あるいは教職員の目の届かないところでいろんなやりとりをしている状況がありますので、それを考えますと、やはり使うのが子供たちですから、子供たち自身がその危険性、逆に便利さというものを認識をして、きちっと使えるような子供たちを育ててまいりたいというふうに思っているところです。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 教育長の答弁、本当に私が次に聞こうと思ったこと答えてくれました。うまくいきますことを、子供たちがそれに従いますと思いますけれども、その答弁でよろしいかと思うの

で、次の質問に移ります。

野焼き関係の質問なのですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略称は廃棄物処理法と言っていますが、この16条に野焼きの規制は、悪質な産業廃棄物業者とか、無許可業者による廃棄物の焼却に対してこれらの罰則を対象にすることが当初の制定の目的だったと聞いております。これは、環境省のほうの通知の中からちょっとインターネットで見たのですが、そこで焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却が産業廃棄物処理法施行令の14条で定めております。これは、16条の2の3で書いてあるのですが、もう少し読んでみますと、次の政令、廃棄物処理法施行令のほうの14条の中には、農業関係については例外だというふうに書いてあるのですが、それでももちろん先ほどから、最初の質問から申し上げている、迷惑がかからない、苦情が出ない範囲だったらいいのではないかと思います、それが迷惑がかかっていないのに苦情というふうに、あそこで燃やしていますよと。例えば洗濯物のほうに煙が来ました。枯れた燃えくずの灰が飛んできました。そういうことは苦情でいいかもしれない。遠くで燃やしているのまで苦情として扱う。それは町のほうでも、町というか、苦情を受けた側でも、それは何の苦情だかよく確認をしたりする、そういった作業、対応の仕方はしていないか、してほしいという意味もありましたの質問ですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

町長答弁の中にも回答させていただきましたけれども、住民の方に迷惑がかからない範囲であれば、野焼き等は大丈夫ですよということになっていると思うのですが、去年とか、過去にあった被害をちょっと私が聞いている範囲では、例えば住宅地の近くで燃やしてしまって、住宅の方のところへ直接灰がいったとかいうお話で苦情があったというお話は聞いております。そういう中で、住宅の近くではなく、本当に田んぼの真ん中のほうで野焼きしていただいている限りであれば、風等の影響はあると思うのですが、そういう迷惑がかからなければ私は今までやってきた行為ですので、よろしいのではないかと思います、そのところでいろいろ苦情を言われる方もいらっしゃいますので、そのときに当時は消防署なり、町なり、警察、交番等で話をさせていただいて、ご理解を得たということもあろうかと思います。基本的にはそういうように迷惑がかからないようにやっていただければ問題ないのではないかとこのように考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 一口に野焼きと言っても、畦畔だとか、水路端だとかを焼却していた現状がありますけれども、この道路端とか水路端は、よくよく考えてみると町の土地でありまして、公共の土地を管轄するのは町であるから、町にでは燃やしてくれ、草刈ってほしいという要望すれば町がめった予算ばかりかかってしまうので、それも町ももうちょっと農家のこの行為に恩にするわけではな

い、感謝してもらいたいなと思っているのですけれども、その辺を協力してやっているのにもかかわらず、今度は行政機関から最悪は始末書なんかとられたりして、そんなのちょっとおかしいのではないかと思うのですけれども、それはやっぱり私が言うのではなくて、農業者の皆さんがそういうことを言っていますから、もちろんそれが本音だと思うのですけれども、その辺の解釈というかは指導機関として町はどんなふうにお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

今まで歴史のあるというか、農業関係で必要だということでやっていただいていたわけなのですが、先ほどお話にあったように、官地のところもございまして、隣地との境界もありますと、それは民地になろうかと思えますけれども、そういう中で農業のためにやっていたことが昨今は環境のことで皆さんにいろいろ迷惑等がかかるというお話がある中で、住民の方たちが共存していけるように、そういう状況のときも対応できるようになっていければなと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そうですよ。ぜひそういうふうをお願いしたいのですけれども、我々含めて農業者はそれをどっちかといえば実施したいのですが、その地域の皆さんの理解をいただくためにも、住民ボランティアに協力して、その野焼きをするときに協力していただいて、美化運動で缶拾いに出てもらうように一緒にしていただければ理解もされるでしょうし、また雑草を焼くことによって病害虫の駆除はもちろんなのですけれども、それで病害虫が少なくなれば、夏暖かい時期には家庭でも雨戸、雨戸というか、網戸にしたりして、そこへ虫が飛んでくるのだから大分少なくなって、よくよく考えれば住民のためなのだ、そういった説明を兼ねて指導していただければ理解がいただけるのではないかと思いますけれども、やめさせる方向ばかり考えるのではなくて、やることによって住民にも利があるのだというのを認識してもらうためにも、だめだ、やめろ、本年度もほかの地域でも中止にしたりとかあるようではございますけれども、その人、関係者に聞きますと、余りうるさいからやめたのだよと、そういう話なのです。そうでなく、これはいいことだ。それでは役場、町のほうでも地域の住民に協力してもらうようにそっちも出そうと、保健衛生の人たちでも出そうとか、そういったぐらいの協力をいただきたいと思いますけれども、その辺は今後検討していただけないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

春等衛生組合長さんを先頭に、区長さんを初め地域の住民の方に空き缶拾いとか、ごみ拾いをしていただいています。その一環として、畦畔の焼却というのもできればよろしいかとは思っているのですけれども、

ども、なかなか農家の方が実施するようなお話ですので、その辺も今後検討してはいければなど、こういうふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 大体わかりましたけれども、ぜひぜひ農業従事者と住民ともうまくいけるように、その仲介みたいな形で町もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、質問を終わります。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。11時15分に再開します。

午前10時59分休憩

---

午前11時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、12番石内國雄議員の発言を許します。

〔12番 石内國雄君登壇〕

◇12番（石内國雄君） お世話になります。議席番号12番石内國雄でございます。一般質問をさせていただきます。

平昌オリンピック等で非常に日本はいい成績も受けましたし、いろんなすばらしい場面があって、感動したところでございます。また、その平昌オリンピックを舞台に、北朝鮮と韓国との外交等も始まって、またきのう、きょうと大きな動きが出ていく中のときでございます。また、東日本大震災から7年になりますけれども、それを要因としたかどうかという形のもので、新聞にもちょっと載っておりますけれども、火山活動が日本全国で多くなってきております。いろんな形で変動の時期になってくるかなと思ひます。経済も環境もいろんな動きが出ていく中で、玉村町も新しい施政方針を出されまして、これからの町の発展のために執行を一生懸命頑張っていたきたいと思ひながら一般質問させていただきます。

30年度施政方針についてということで、平成30年度の運営基本方針とその施策のところ、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」というところに、県央地域に位置する恵まれた立地条件、玉村町のことで、交通の利便性を生かし、企業誘致や産業振興、定住促進や交流人口の増加に向けた施策など未来への投資につながる事業の重点化を行うとあります。

その具体的な施策とその取り組み内容についてどのようなものかお尋ねいたします。

また、玉村町の立地条件・交通の利便性をさらに向上させるということで、東毛広域幹線道路を中心にバスの高速輸送システム（BRT）というふうになっていますが、を導入するための調査費が実

は本年度の群馬県の予算案に計上されました。玉村町はそのバス高速輸送システム（BRT）を導入するに当たって、その関係地になります。玉村町としてその対応をどう考えているのか。その現状はどうかということでございます。

また、企業誘致・産業振興に有効な施策となります中小企業庁のほうへ出しております中小企業の設備投資を支援するということでの生産性向上特別措置法、これは企業が申請をして、それが認可受けますと、固定資産税だとか、そういうもので有効になると、また国のほうの予算もつくというものですが、この市町村の認定を受ける必要があるのですが、その導入促進基本計画の策定の玉村町の状況はどうなっているかということでございます。

続きまして、2項目めですが、認知症の高齢者徘徊対策を問うという形でございます。最近、たまむらお知らせメール、「メルたま」でございますが、その中でよく来るのが高齢者等の行方不明者情報が多くなっております。認知症による徘徊は、介護する家族らの大きな負担となっております。徘徊搜索は時間には関係なく、その対応に大変な事務量が必要になっております。家庭や事業所等大きな負担となっております。認知症の行方不明者をめぐっては、身元不明のまま施設に入所していた女性が実は7年近くたって身元が判明するというようなこともありました。その対策は、今や社会問題化しております。

玉村町の認知症による徘徊の現状とその対策はどうなっているのか。

また、その認知症による徘徊を早期発見するための対策はどうか。

また、高齢者の見守りにGPSを活用した徘徊者の位置情報把握を導入すべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、3項目めでございます。3学期制移行の方針を問うということで質問させていただきます。町の教育委員会は、2019年度から3学期制に切りかえる方針を決めております。今回何人かの方がもう質問しております。2学期制のよさを生かした新たな3学期制を目指すとあります。その具体的な内容と保護者への説明、教職員の負担軽減等はどうなるのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度施政方針についてのご質問にまずお答えいたします。未来への投資につながる事業といたしましては、まず企業誘致や産業振興としては、町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区の新産業団地の開発など新たな拠点整備を目指すとともに、長期的な視点に立って、東部工業団地のさらなる拡張について調査研究を進めてまいります。

定住促進としては、文化センター周辺まちづくり事業に積極的な投資を行い、第Ⅱ期分譲の進捗を図るとともに、土地を購入し定住していただいた世帯に対して奨励金を交付してまいります。

また、道の駅の充実による交流人口の増加については、新年度からはタママラデリカが指定管理者となることで、民間の活力を得ながら、さらなる道の駅玉村宿の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援として、待機児童を解消するため、民間の小規模保育事業所の誘致及び既存保育施設の施設整備を支援し、受け皿の確保を図るとともに、民間の放課後児童クラブ設置への支援や学校施設を活用した放課後児童クラブも開設に向けて準備を進めてまいります。そのほか、新たに新生児聴覚検査を実施するとともに、小中学生給食費の一部免除を引き続き継続するなど子育て世代の育児と仕事の両立を積極的に支援し、移住・定住人口の増加を図りたいと考えております。

県立女子大学の学生を対象とした地域活動奨励金については、学生の地域への積極的な参加を促し、地域の活性化を図るとともに、関係人口・交流人口の増加につなげたいと考えています。

これらのほか、地域おこし協力隊や東京圏情報発信推進事業などによる町の魅力発信、交流人口の増加、若い力を活用した大学等連携事業などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、平成30年度の群馬県予算案に、東毛広域幹線道路にバス高速輸送システムを導入するための調査費が計上されたことについて、玉村町の反応と考えはどうかのご質問にお答えいたします。月田議員の質問でもお答えしましたが、高崎駅を起点として当町の道の駅を経由し、太田市や東毛地区まで運行するバス路線の実現ということになりますが、当町にとりましても、この恩恵を最大限に生かすべく、県との連携を図りながら、沿線の自治体やバス事業者へ実現の働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、生産性向上特別措置法に関する導入促進基本計画の策定状況についてお答えします。ご承知のとおり、全国的に中小企業の状況は回復傾向にありますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業が所有している設備は、特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっています。

生産性向上特別措置法の内容としましては、今後の少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上に資する設備投資の促進を図ることとして、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講ずるものであります。

2月26日に市町村向けの設備投資に係る新たな固定資産税特例に関する説明会が開催され、設備投資の後押しの必要性や特例措置の内容、導入促進基本計画のイメージの説明等がありました。今後、導入促進計画策定につきましては、国からの情報提供や商工会等との協議、市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税の特例率を定めるための条例改正も必要となることから、関係機関との協議を重ねながら、策定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、認知症の高齢者徘徊対策についてお答えします。現在、玉村町において高齢者の行方不明事案が発生した場合は、早期の発見、安全の確保、家族の不安軽減等を目的に、家族等からの要請に応じ、高齢者等探索業務を委託している玉村町社会福祉協議会と連携して捜索活動を行っております。

今年度も高齢者の捜索事案が7件発生しておりますが、全て無事発見されております。

また、昨年の2月に伊勢崎警察署と認知徘徊高齢者等の保護対策に係る連携協定を締結し、事前に本人の写真や特徴などを把握しておくための玉村町徘徊高齢者等SOSネットワーク登録と連動し、警察との情報の共有による迅速な発見・保護にも努めております。

さらに、認知症サポーター養成講座の中での見守り支援についてのお願いや玉村町生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体において見守り支援に関する話し合い等の開催、企業との見守り協定締結など認知症の人を社会の中でいかに見守るかということを念頭に置いた事業の推進も行っております。

議員ご提案のGPSを活用した徘徊の位置探索サービスにつきましては、玉村町でも導入しており、現在7人が利用しております。今後高齢化社会の進行が一層進み、認知症の人も増加することが予測されますので、認知症の人でも安心して暮らせる地域づくりや本人や、その家族になるべく負担がかからず、簡単に利用できるシステム構築に向け、他市町村の動向等さまざまな情報を収集しながら検討していきたいと考えております。

次の3学期制移行についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 石内議員ご質問の2学期制のよさを生かした新たな3学期制移行に向けた方針についてお答えいたします。

まず、玉村町の小中学校及び幼稚園の学期制と検討の経緯について説明いたします。玉村町では、平成18年度より全小中学校で2学期制を導入いたしました。そこで、平成28年度に2学期制導入から10年が経過したことを機に、現行の学期制を振り返るとともに、今、玉村町の子供たちの学校生活をより充実したものとするための学期制を検討していくことが肝要と考え、学期制検討委員会を立ち上げ、次の2点について諮問をいたしました。1つ目としまして、現行の2学期制を振り返り、成果と課題を明らかにする。2つ目としまして、子供たちの学校生活をより充実したものとするための学期制のあり方を探る。

そして、6回開催の学期制検討委員会を経て、平成29年12月に答申をいただきました。2学期制の成果については、1つ目としまして、子供たちが落ちついて充実した学校生活を送ることができている。2つ目としまして、半年という長いスパンで子供の成長を見取り、学習内容の習得に向けた子供の努力の成果を踏まえて評価することができているとしています。

一方、課題は、1つ目、2学期制のよさよりも、その短所や他都市と異なることに対する不安や疑問を抱いている保護者や地域の方々及び教職員がいる。2つ目、県や中体連の行事等で日程上の不都合が生じていると指摘しています。

子供たちの学校生活をより充実させるための学期制のあり方については、2学期制、3学期制それ



それに利点と課題があるとはいえ、子供たちはどちらの学期制であっても、充実した学校生活を送ることができるとした上で、今後の学期制については、これまで玉村町が実施してきた2学期制の成果を十分生かした新たな学期制へ移行していくことが望まれる。そして、ここで言う新たな学期制とは、2学期制の充実・発展、2学期制の成果を生かした3学期制への移行等を含むものであるとの答申がなされました。

そこで、教育委員会としましては、平成30年1月26日の教育委員会定例会において、子供たちの学校生活の充実、教職員や保護者の考えや意向、国や県の現状、玉村町が目指す教育等を踏まえ、総合的に判断した結果、玉村町がこれまで実施してきた2学期制のよさを生かした新たな3学期制へ移行することといたしました。

次に、具体的な内容ですが、2学期制のよさとは、次の3点と考えております。1つ目として、子供と教師の触れ合う機会と時間が確保できること、2つ目としまして、半年という長いスパンで捉えた確かな学力の向上が図れること、3つ目としまして、長期休業を有効に活用できることであります。今後2学期制のよさをどういう形で3学期制に取り入れていくのかを町教委と各学校で検討し、新たな3学期制をつくりたいと考えております。そのための検討・準備期間が2018年度であると考えております。

次に、保護者への説明についてですが、学期制の変更については、既に学校を通じて保護者へ通知いたしました。具体的な説明は、PTA総会や学年懇談会等保護者が集まる機会を活用しながら、校長から丁寧に説明し、理解と協力をお願いしたいと考えております。教職員に対しては、今年度各校園長を通じて周知し、来年度5月の教育行政方針説明会において、町教委より全教職員へ説明する予定であります。

最後に、教職員の負担軽減策については、現在既に取り組んでいることがございます。例えば夏季休業中1週間を学校閉鎖し、一斉に休暇をとれるようにすること、定時退勤日を設けること、業務改善のための校務支援システムの有効活用を図ること、成績処理等業務推進のための時間を確保すること、組織として業務の推進をしていくこと等でございます。並びに町費による支援員、補助員等を配置するとともに、会議や研修会を精選したり、中学校の部活動のあり方や教職員の勤務管理など県の多忙化解消に向けた協議会の提言をもとに、玉村町として具体化したりしていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自席から2回目からの質問させていただきます。

まず、具体的な施策、いろいろある中で、道の駅周辺の開発の関係で、いろんな形で具体的なものは北側のところというのが出てきていますが、道の駅の周辺というと、北も南もあるわけですが、南のほうについては、何か具体的なものとか、今後の方針だとか、そのようなものは何かありますでし

ようか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

北側については、先ほどの答弁のように、工業団地の予定をしています。南側については、今のところ民間が開発でいろいろな農業関係を含めた時間を潰せるようなところですか、民間開発の提案のもとで動いていくような形になる予定です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） そうするとあの北側については、県の企業局等に働きかけながら、もうダイナミックに推進していくと。その中で南側については民間を活用しながら、いろんなハードルを乗り越えて、ぜひともあの辺のところを玉村町の窓口という形でのいろんな施設をつくったりしていきたいというようなことということで確認させてもらっていました。ぜひ道の駅を使ったいろんな開発、可能性があるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、この施政方針の中で具体的に町のほうでは掲げていなかった中のものが2つ質問させていただきました。玉村町は町長の施政方針にもありましたように、立地条件等は非常にいいところがございます。玉村町の例えば通学・通勤等も考えてみますと、公共交通の充実は非常に図っていかねばならないと思ひますし、それができればなおさら玉村町の立地条件が生かせるものになるかと思ひます。その中で、前、公明党のほうからもいろいろ取り組んで、県のほうからも取り組んでいたのが、BRT、バス高速輸送システムというのですか、それを使ったもので、JRの高崎駅から今度は東武鉄道のほうへつなげて、東毛広幹道を使って、高崎市から館林市ぐらゐまで、その中には玉村町が入っているわけです。町長の答弁の中にもありましたように、玉村町の道の駅については、駐車場が広いですから、いろんな面で使い勝手がいいと思ひます。また、それが玉村町を通るそういうシステムができると、玉村町の利便性はさらに高まりますし、人口増加とか、そういうものもいろいろつながっていくのかなと思ひます。

そこで、玉村町としては、先ほど町長の答弁では、県と調整を図るとかいう話ですが、事前にそのBRTの構想とか、町のほうで把握して、いろいろ今までも取り組んできたのかと思ひますが、その取り組み状況とか、調整を図るとかいう言葉だけではなくて、積極的に玉村町の場所はどうで、こういうようなもの、玉村町はこうなのだというようなものを参加をしていく、積極的に参加をしていくということが非常に大事かなと、参画していくことが大事かなと思ひますが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、BRTの関係でございますが、なかなか広域で運用することになるかと思っておりますので、玉村町単独ではなかなかできないのですが、県との協議の中では一応話はさせていただいていますが、なかなか具体的などころまで話が進んでいる状況ではないのが現状でございます。そういう話が30年度の予算でですか、県のほうで何か調査費がつくというお話を私も聞きましたので、もしそういうところで予算がついて、県とのお話があったり、逆にこちらからお話を伺って、その進められることについては今後研究をしていけたらと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） いわゆる私たちが質問して、ご回答いただくときに、研究をしていくというご回答の場合は、本当に研究して検討していくかというのとちょっとニュアンスが違う部分があって、おくれおくれになっていくような感じがちょっとあるのです。本当に玉村町にとってこのシステムが導入、調査費がついて、もう本当に事業化に対して動き出しているの、調査費がついている段階で、いろんなものを要望したり、協働でやっていくぐらいの気持ち、でき上がったものをただいただいて、「ああ、玉村町はよかったね」と言うのではなくて、「玉村町にとって本当に使い勝手がよくて、本当によかったね」というような、今のところ何となくバスのとまるどころとか、そこも道の駅という話が出るだけで、本当に道の駅だけでいいのかとか、いろんなところの話が出るのかと思うのです。玉村町の中でどこのところに停留所をつくって、例えば道の駅ですと、館林市から高崎市に向かうところでは寄れますけれども、高崎市から館林市に行くほうでは、今そういう場所が現実にはないわけです。その辺のところをどう検討していくのかとか、そこ高崎市から館林市に行くときには玉村町は素通りでという話なのかとかというようなものまでよく考えていただいて検討していく話だと思うのです。今、具体的に町との調整とか、いろんな話で話をさせてもらいましたという話もありましたので、具体的には町の考え方とか、どのようなニュアンスでの話をしていたのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

具体的には、こういうまだ構想段階だったものですから、私が知る限りでは、細かい話までは実際は進んでいないと思います。議員さんご指摘のように、道の駅を停留所にするというお話があらうかと思いますが、そのほかにも玉村町のところに駅ができれば、当然活性化しますので、そういう意味も含めて、とりあえず30年度は調査費ということなのですが、その最初の調査費の段階から参画なり、協議をさせていただいて、町の意向が反映できるような、そういうふうな対応をしていきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 調査費というのは、いろんなところを調べて、何を調べるかといえ、その場所だとか、そこにはどういうハードルがあるかとか、予算的なものとか、そういうものを調べていくわけですね。そうすると例えば玉村町を通るのだけれども、玉村町の館林市に向かうについては、どこを拠点にするかとか、玉村町はとりあえず館林市に行くときには抜いてしまうのかとか、そんなところまでちゃんとイメージを固めた上で、県が調査するのに乗っていかないと、玉村町は余り欲をかかないから、とりあえずさっさとやっておけばいいというような感じにならないように、しっかり玉村町にこれがシステムが導入され、調査費がついて事業化を予定していくような段階に入ってきましたので、そのときにしっかりと町のためにどういうふうになるものかというのを検討してもらいたいと思いますし、今これからだと思いますのであれですけれども、イメージ的にはそのBRTのこの高速輸送システムですか、それができると例えばそういう計画を聞いたというだけで、ああ、これがいつごろ実現になるのか、5年後なのか、6年後なのか、10年後なのかわからないけれども、例えばその学園の生徒を送り迎えするバスを購入しようとしていたところが、これが具体的なものが出てくれば、それを購入しないで、その途中まで行けば済むようにとか、企業としてはいろんな学園とか、そういうのはもう既にそういうのに取りついて、食いついて、いろんな形の検討を始めているところもあるように聞いています。これが調査費がついたというだけで、もうそこなので

す。  
そこで、町としては行政をこれからやっていくのには、どのようなイメージを持ってやっていくかというのを町長のほうからちょっとご回答いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） このBRTですか、高速のその輸送システムの件は、確かに県議会で知事からお話が出たということでありまして、知事が認めたということであります。これは、確かに石内議員のお話にありましたように、高崎市と館林市とを結ぶ高速バスを運用するということでもありますけれども、玉村町はその高崎市からは多分一番初めのこの停留所という形になると思いますが、非常にこれが実現されますと、いろんな面で変わってくるというふうに思っております。たまりんの運行状況を現在まだ検討しているところでもありますけれども、たまりんのこの利用状況を見ますと、この高崎市への通学・通勤、それから伊勢崎市への通学・通勤というような方がかなり利用しておるといようなこともありまして、もしこのような高速の直通のバスが運行されるということになりますと、その辺で玉村町が今行っておりますたまりんの運行に関しても非常にいい状況が生まれてくるというふうに考えておりますし、高崎市あるいは伊勢崎市の工業団地への従業員の方等も玉村町に住宅をつくって、そしてその通勤に利用できるというようなことも十分考えられます。それから、高崎市の東口を中心にコンベンションホールとか、いろんな機能を今検討中でございますが、そのような県の施

設等の利用者の利用というようなことも玉村町のこのBRTを使って利用できないか、あるいは玉村町でも今の354号バイパスへのアクセス、玉村町の道の駅にもし停留所ができたとなると、玉村町からそれを利用するためのアクセスを、南北のアクセスをどうするかというようなことも非常に問題になるわけでございますので、今の道路あるいは通学等の自動車、自転車、そういうようなものの検討というようなものも積極的に行わなくてはいけないというふうに考えております。

そのようなことで、議員がおっしゃるように、ただ受け身的にやるのではなしに、町として町の交通システムの1つずつ重大な変革ということに当たるというふうに思いますので、今後、今新しく誘客をするということとともに、今使っているいろんな交通手段がどのようにこれをもとに再構築できるか検討していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ積極的に、また精力的に取り組んでいただきたいなと思います。その中で1つだけ確認しておいてもらいたいのですが、玉村町のバスターミナルについては、先ほど回答の中でもありましたように、道の駅は候補に上がるというような認識ですが、先ほど言いましたように、高崎市から館林市に行く方面では、やっぱりバスターミナル、玉村町に必ず1つは置くというような方向だと思いますが、その辺の検討をしていくというようなご回答を、まず検討していくのかどうか、確認をしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 全体の計画の中でどのくらいの範囲でバスターミナルを置くのかということもありますけれども、玉村町としては少なくとも1つは必要だという形で検討をし、訴えていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 両方向に1つずつという形で一生懸命町は取り組んでいきたいというふうな形でのご回答という形で理解して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問に移るとい話があるのですが、東毛広幹道の道路については、もう結構こういうようなバスのイメージだとか、このように高崎市から館林市までのこういうポイント、ポイントのと、こういうところまでできてきていますので、ぜひ具体的に取り組みをお願いしたいと思います。それが玉村町、イメージとか、そういうのもしっかり持ってやって取り組むことが大事なかなと思います。

次の質問なのですが、中小企業の設備投資については、実はこの中小企業の設備投資を支援しますというような、こういうような中小企業庁のチラシももう出ているのです。今、法案を出しているところでということで、これができればということで、ただこのところでは、町の減価償却の関係、

設備投資をしたときの減価償却と、それから固定資産税の関係もかかわってきますから、税務課、それから経済産業課のほうもかかわってくるかと思いますが、この中でやるときにこのような文言があるのですね、このチラシの中に。「市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります」と、こういうふうに大きな見出しがありまして、ここで市町村の判断というのがあるのです。この市町村の判断がないと、一生懸命やりたいと思って該当するものがあっても、使えないということなのです。逆に使えないということになると、「玉村町の中小企業者の方は、せっかくそういう制度があるのに玉村町では使えないのかい」、それから「じゃ、玉村町じゃなくて、ほかのところへ行けばそれが使えるのかい」という話になってきたときに、工場の増設の話だとか、今回今議会のほうで上程されております2号議案については、緑地面積率や、環境施設面積率をちょっと町として緩やかにして、近隣と合わせて誘致等に立ちおくれないように、そういう条例案が出ておりますが、同じような形でこういうものをしっかりと時期を逃がさず、タイミングを逃がさずに玉村町で導入促進基本計画というのをまず作成することが条件になっているのです。基本計画を作成した市町村が申請する方に対して判断ができるということです。だから、これを検討する、検討すると言っていて、この作成自体をしなないと、玉村町では玉村町にある中小企業者の方は、この中小企業の設備投資を支援することがしてもらえなくなるという意味なのです。

ですから、玉村町にとっては、町にとっては、この導入促進基本計画、これを早急に具体的につくる必要があるのです。これについての研究とか、検討とかという段階ではないと思うのですが、具体的なスケジュールはどのように今現状では考えておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、まず閣議決定というのが2月9日にあったというふうに伺っております。法案といたしましては、5月ごろに成立、公布の見込みと、6月に施行されるという、そういうスケジュールになっているようでございます。先ほどから出ておりますその償却資産の固定資産税の減免ですとか、なおかつ関連した補助事業が優位になるというようなことも両方とも導入促進基本計画の作成が必要だということになっておりますので、かなり忙しいスケジュールというのはいまもうわかってはおりますけれども、国としましても3月から7月ごろまで市町村への説明というラインがまだずっと続いているような状況でして、今現在1回説明があったという段階でございますので、夏場に向けてもちろん検討はしていきたいというふうには思っておりますけれども、そういった情報を得ながら検討していきたいとは思っております。ただ、まだ法案も通っていないということで、先ほど町長の答弁の中では、研究という言葉にとどめさせていただいたのですけれども、基本的にはもう玉村町のことを考えれば、情報を得ながら検討はしていきたいというふうに思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 確かに先ほどは研究で、実際にはもう検討して町のためになることですので、町から企業をしっかりと抱え込む、しっかりといてもらうという形の中でも重要なことだと思います。しっかりと国のほうの情報を収集して、国が通ると同時ぐらいに、本当に1日、2日のうちにぱつと条例案が出せるぐらいにしっかりと研究をして、検討をして、準備をしていただきたいと思います。玉村町はさすがだな。国の方針とか、そういうものについては、いいことについてはすぐ食いついて、しっかりと対応していると、そのような玉村町にしていただきたいと思いますと思うのです。玉村町はまだかいなど、こういうふうなことになるように、しっかりと事前に検討していただいて、研究していただいて、検討していただきたいと思います。ぜひ取り組みをよろしく願います。まだ法案が通っていない話なので、いつやるとかどうのというのはなかなか難しいと思いますが、新年度になったら、早急に情報収集してやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、2番目の質問の中で、徘徊の関係です。その中で町長の答弁にありました玉村町でも7件ほど去年あって、GPS機能についても一応対応していると。今貸与しているのは7件ということなのですが、7件なのです。要するに現実にはいろんな形でメルたま等で出てきたときには本当に表立って大変だ、大変だと言っているのは数件ですけれども、実際には多くの事例があるかと思いますが、玉村町では実際に必要な数だとか、そういうような背景になるものの掌握というのはどのようにして、どのぐらいそういうものが今、玉村町にはあるものでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 議員の質問にお答えいたします。

認知症の方の人数の把握なのですが、現在の難しいというのが実情でございます。主治医意見書を全部見れば、ある程度の数字というのは出るとは思うのですが、これもあくまでも介護保険を申請した方の中でということですので、実際玉村町全体でどのくらいの方が認知症を患っていらっしゃるかわからないような状況でございます。なので、徘徊の状況もなかなか把握するという事は難しい現状がございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 現実に数字的に具体的なものをとるというのはなかなか難しいものだろうと思います。このGPSのことでは、昨年9月ですか、昨年9月に高崎市のほうで新しく導入されたのがあるのです。高崎市は5,000人ぐらい対象になる人がいてとかということで、1つのこれは社団法人ですか、何かそこのところと提携をして導入したと。その話を聞いたときに、その高崎市の導入したGPSですか、それについては何かうんと小さいもので、靴だとか、こういうバッジだとか、要するにふだんお年寄りの方が動くときに常につけておけるようなものというような感じなの

ですが、玉村町で今現在使用しているGPS機能のあるものというのは、大きき的なものとか、機能的なものはどんな感じになっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 当町で使っているGPSにつきましては、そんなに大きくはないのですけれども、ポーチやセカンドバッグに入るぐらいの大きさのものでございます。それを身につけていただくといい形をとっております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ポーチとかというのは、そうすると例えばカードぐらいの大きさで、よくある車のキー、厚くてちょっと重いのですけれども、あんな感じのイメージですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 大きき的にはそのぐらいの大きさでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今のやつは有効に使われているのだと思うのですが、私が聞きたいいろんな話の中では、外に出ていくときに、そもそもそれ持っていけないのですよねというのがあります。車のキーであれば、車運転するためには必ずつける、持っていかなければ動かないのですけれども、そうではなくて、ポーチにちょっと入れたりとか、何か入れておくとか、それを置いてそもそもそのときの気持ちですと動くわけですから、そもそもそういうのを身につけないという話です。だから、動くときには、靴履いていくのなら靴にくっつけるとか、いつも服着るのなら、こういうバッジみたいなのがついているとかというのが有効なのだろうという形の中で、高崎市ではそういうものを入れたみたいです。高崎市のものは何か非常に小さいのです。本当にイメージ的には電池ですか、電池。小さい薄くて丸い電池がありますよね。あんな感じですか。だから、ちょっとくっつければできるといようなものだということ、またそれはそのところでは、コンセンサスは徘徊のときにはあれだというのはありますけれども、見守り、要するに高齢者の方を全体の方を見守っていこうという中で一つのもの、また先ほど写真だとか、いろんな情報もしっかり持っていて、もしそういう事態が起きたときには、そのシステムに入っていた場合には、そこへ通報すると1時間ぐらいの間に調べて、今この辺にいますよという情報が来て、そこに実際に行って、お会いしておうちに戻ってもらうと。それが事業者だとか、ご家庭だとかいうもので非常に有効ではないかという形で今ちょうど半年過ぎているのですが、たまたまそのところというのは、高崎市で導入したのですけれども、高崎市でつくっているわけではないのだと思うのですよね。そうするとそういうようなものを玉村町も例



えばそういうものと一緒に連携するとか、広域化ができるのであれば、そういうものを使うことによってコストダウンとか、それから利用の仕方もよかったりとか、それから実際に認知症の方が外へ出てきてしまったときには、その方はその方で動いてしまうのですけれども、ご家族の方がどれほどご苦労して探し回っているか、または玉村町の社協も委託されていますが、その方々がどのぐらいの労力をかけて捜索しているか、その時間とか費用とかを考えますと、このGPSというので小型化されたもの、そういうシステムを使うことは非常に軽減になるのではないかなと思いますし、またそういうものがある程度のところに配布されていれば、それ自体がそのご家族に安心感をもたらす、見守るということに対しての安心をお年寄りの方、そういう認知の方に対して町としてはもう常に見守っていますよ。温かく見守っていますよ。もしどこかへ行った場合でもすぐ手配できますよというようなシステムだろうなと思ひまして、高く評価したところなのですが、ぜひ玉村町もできれば大きいものではなくて、小さいもので、同じところでその小さくなるシステムがあれば、それはそれでいいですし、そうでなければ多角的にやっているところとも連携するという方法もいいと思うのですが、その辺についてはニュアンス的なものでは町としてはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 議員さんのおっしゃるとおり、今、玉村町で使っているGPSにつきましては、持っていかなかったりとかということで、効果が発せられないというような難点もあるかとは思ひます。それで、来年度の、平成30年度の予算に当たりまして、職員のほうが高崎市のほうに事情等を聞きに行ってみました。それで、高崎市さんのやっている事業の延長上ぐらいのところ玉村町も事業化できないかということでお話を伺いに行きました。

しかしながら、大分大規模な市に合ったようなシステムでございまして、今利用されている方が7人で、その方の7人というところと、あとその大規模な市のところということの費用対効果もございまして、今回の計上に至りませんでした。今後、靴のGPSにつきましてもう少しリーズナブルなものが出てきましたならば、いろいろ現場と検討いたしまして、また計上してみたいかとは思ひます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 先ほど高崎市のほうのところとちょっと話に行ったということなのですが、その事業者が例えば大きくて、高崎市がでかいからという話ではなくて、そもそもそういうところでやっているものがあるとすると、GPS機能というのは、高崎市だけの機能ではないですし、玉村町だけの機能でもないですし、先ほど質問の中で一番最初に話しましたがけれども、徘徊になって、行方不明になってしまって、7年もたったら見つかって、これは桐生市の話ですけれども、桐生市で見つかった。でも、住んでいたのは桐生市ではなくて、もう全然違う市町村なのです。だから、事例とすれば、やっぱり近所に動いて回っているものではなくて、いろんなところへ行ってしまうという中、

それからGPS機能というのがそもそも日本の全体、それこそ世界という話ではないですけども、日本全体を見て、位置確認ができるという話ですので、それを有効に活用して、なおかつ身につけられるようなものというのは、より検討していただきたいなと思います。

これ読売新聞の9月で、高崎市のことが貸し出しというので出ていますけれども、こういう形で靴につけられるとか、そんなレベルのもので、軽くて小さくていいというような、「ああ、これはすごいな」というふうに思いました。ここで、この文章をちょっと読ませていただきますと、「端末を借りた家族などは市が委託する高齢者安心見守りセンター、これが問屋町にあるそうですが、高齢者の顔写真や身長などを登録して、行方不明になった際、スマートフォンなどでセンターに依頼すると24時間体制センターが居場所を確認して、メールで地図情報を提供すると。地図情報を提供していただいた家族の方なり、事業者の方がそこへお迎えに行くというような形、だからどこへ行っても、いつでも居場所がわかって、お迎えに行けるよという安心感を与えるということは非常に行政としても大事ななと思いますので、積極的に取り組んでいって、ぜひ玉村町もやっていただきたいな。このようなものというのは、私ちょっと考えるのは、玉村町は玉村町のお金を使ってやるのですけれども、対象者云々というのはありますけれども、そういうシステマ的なものというのは、結構広く使えるものですので、そういうところに参入してしまったほうが経費もかからず、それから有効活用ができるというような感覚は私は持っていますので、玉村町もぜひ検討に値するものかと思っていますので、検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでございましょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 徘徊高齢者の問題は、各施設あるいはご家族にかかわっても大変な問題であるというふうに思っております。先ほど何%ぐらいというのが出ましたけれども、今後その軽度認知症も含めると700万人というような形で認知症の患者さん、患者さんといいますか、認知症の方がふえていく社会が来るわけですので、そういうような中でこの徘徊の問題というのは大変な問題であるというふうに認識しております。ただ、各施設とか、かかわっている方からしますと、ある程度の情報があれば、この方は大体どのような徘徊になるかというのはわかるというふうに言われておるところでありまして、突如として徘徊が始まるということもないことはないのでありますけれども、今までの行動形態でありますと、必ずしも全員にその今の機器をつけなくても対応できるのではないかというふうに思います。

それから、現在玉村町で使っておりますのは、いろんな機材的な問題はあるわけでありまして、有効に使われておらないということもありますので、現在あるものをまずどういうふうに各施設あるいはご家庭の皆様にご利用いただくようなことを進めるかということがまず第一歩で、それからどんどん開発されておりますいろんな機能あるいはこの大きさ等の問題を含めて今後検討していきたいというふうに考えます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 時間があと30秒になってしまいましたので、3学期制のほうについては、教員の負担をなるべく軽減していくように周知をしっかりとやっていただいて、新たな3学期制がスムーズに移行できますように祈って質問を終了します。ありがとうございました。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後は1時30分に再開します。

午後0時15分休憩

---

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番新井賢次議員の発言を許します。

〔2番 新井賢次君登壇〕

◇2番（新井賢次君） 議席番号2番新井賢次でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まずは、傍聴席の皆さんにお礼を申し上げます。さまざまな機会に声をかけていただき、本当にありがたく感謝申し上げます。きょうはまたお忙しいところをお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

昨年10月、町民の皆さん方に支持をいただいて町議になって以来、5カ月余がたちました。初体験の連続で戸惑い、緊張する場面も多いのですが、先輩議員たちや役所の皆さんの温かいご指導のもと、どうにか元気に日々充実した思いであります。まだまだ勉強することばかりですが、何事も前向きに、積極的に立ち向かう気持ちで取り込むことができれば、経験を重ねることがきっと自分を成長させてくれると思っています。

今回は、私にとって2回目の一般質問になります。平成30年度施政方針の中から、幼児教育・学校教育の充実について、さらに総合戦略及び総合計画の中で、重点プロジェクトとして掲げられている「サイクリングのまち」及び「食によるまちづくり」の2点について質問させていただきます。

大きな項目の1番目、平成30年度施政方針について、町政運営基本方針における教育・文化分野に記載されている幼児教育・学校教育の充実について伺います。

1番、国際教育特区の認定を受けて、2年半余が経過しています。現在までに従前に比べてどんな新しい試みをしてきたのか。その結果についてどのような評価をしているのか。さらに、今後どう進めていくのか伺います。

2点目、「少人数指導玉村プラン」を始めて数年が経過しています。引き続き実施するとあります

が、具体的にどのような取り組みを行ってきたのか。結果として、子供たちの学力向上に対して寄与できているのか。さらに今後どう進めていくのか伺います。

3点目、昨年度に続いて、「保護者や地域人材、大学生等による放課後や長期休業中の学習支援、体験指導の充実を図る」とありますが、今までの実施状況について伺います。

続きまして、大きな項目の2点目、「サイクリングのまちプロジェクト」の進捗状況について伺います。27年度策定の総合戦略に「サイクリングで交流人口を増やす」という項目がございます。1番目として、サイクリング環境の充実、2番目として、サイクリングバイクの立ち寄り拠点化が掲げられています。さらに、28年度策定の総合計画後期基本計画において、「サイクリングのまちプロジェクト」が重点プロジェクトとして指定されており、「利根川自転車道などのサイクリングロードや、歴史的な街並みや街道がある特徴を活かし、自転車による街めぐりが楽しめる街として来訪者の増加を目指す」とあります。

そこに掲げられております主要事業について進捗状況を伺います。サイクリングのまちのPR、サイクリングロードのネットワーク化、段差等の危険箇所の解消、交通安全施設の充実、駐輪スペースの充実、サイクリストへの割引制度の導入、サイクルアンドバスライドの実施、レンタサイクルの提供、自転車による散策のポタリング、サイクリング、ツーリングの立ち寄り拠点化、誘導サインの整備、上記項目について、重要業績評価指標の達成に向けて今後の具体的進め方について伺います。

続きまして、3点目、「食によるまちづくり」の進捗状況についてお伺いします。総合戦略並びに総合計画に掲げられている「食」によるまちづくりプロジェクトについてですが、施策・主要事業として下記について、現状と重要業績評価指標達成に向けての具体策について伺います。

まず1点目、ご当地グルメの開発と販売、2点目、地域資源を活用した飲食施設の提供、3点目、町内外の食資源の有効活用。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についてのご質問は、教育長からお答えいたしますので、次の「サイクリングのまちプロジェクト」の進捗状況についてお答えいたします。サイクリングロードにつきましては、群馬県の河川沿いの自転車道・歩行者専用道路を主といたしまして、町道の一部を自転車が利用しやすいよう整備し、ネットワーク化を図ってまいりました。現状では適正に管理できるよう県道に関しましては伊勢崎土木事務所、町道につきましては町が修繕等を行っております。

第5次総合計画後期基本計画及び玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、「利根川自転車道などのサイクリングロードや歴史的な街並みや街道がある特徴を活かし、自転車による街めぐりが楽しめる街として来訪者の増加を目指す」と明記されております。その中で、交通安全施設の

充実に関しましては、視線誘導標やガードレール等の設置によって、歩行者や自転車の交通安全を確保する一方、自転車が車両としての交通規制を無視して事故に遭わないよう、一時停止しなければならない箇所へ「自転車も停まれ」等の看板や路面標示を設置するなど安全対策に努めています。サイクルアンドバスライドの実施につきましては、国道354号を通る長距離路線バスの運行に向けて、県や沿線自治体と協議を進めていきたいと考えておりますが、それが実現された場合は、道の駅玉村宿へバス停を設けてもらえるよう同時に働きかけを行いたいと思います。また、その路線が運行されるタイミングに合わせて、道の駅玉村宿の自転車置き場を活用して、サイクルアンドバスライドが上手に機能するようPRしたいと思います。

なお、駐輪スペースの充実につきましては、昨年度道の駅玉村宿におきまして、屋根つきの駐輪場を整備したところであり、まずは対応可能なところから実施していきたいと考えております。

利根川・烏川のサイクリングロードにつきましては、町にとりましても交流人口の増加の観点から、重要な社会資源と捉えており、道の駅玉村宿や歴史的資産などの来訪者が増加するよう関係機関とも連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、「食によるまちづくり」の進捗状況についてお答えいたします。ご当地グルメの開発と販売につきましては、玉村町商工会の青年部を中心に、商品の開発に取り組んでいるところであります。これまで「たまロンスティック」や「たまロンパン」、「たまロンスープ」、「麻婆タン」、「オニコロ」、「たま籠包」などの作品の開発をいたしました。販売につきましては、道の駅玉村宿や町内の飲食店等で「たまロンスティック」のみが販売されているのが現状です。重要業績評価指数の達成状況も基準値に対して下回っております。

達成に向けた具体策といたしましては、平成30年度に採用予定の地域おこし協力隊員や引き続き商工会を初め各種団体等と連携しながら、ご当地グルメの開発と販売を推進していきたいと考えております。

次に、地域資源を活用した飲食施設の提供につきましては、道の駅玉村宿で青空ビアガーデンを昨年度から開催しております。今年度は8月10日に7店舗が参加し実施いたしました。売り上げにつきましては、基準値を下回っておりますが、平成30年度から新たに指定管理者となります株式会社タムムラデリカとも連携しながら、目標達成に向け努力してまいります。

次に、町内外の食資源の有効活用につきましては、道の駅玉村宿におきまして、町内の農産物や食料品などを販売し、売り上げを伸ばしております。今年度の見込みといたしましては、4億円弱の売り上げが予想され、基準値を大幅に上回っております。今後も平成30年度から新たに指定管理者となります株式会社タムムラデリカと連携しながら、さらに売り上げの上積みを目指して努力してまいります。

また、東京銀座の「ぐんまちゃん家」においても、引き続き玉村町の農産物や特産品等を積極的にPRしてまいります。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 平成30年度施政方針の幼児教育・学校教育の充実についてお答えいたします。

まず、国際教育特区の認定を受けて、現在までにどのような新しい取り組みをしてきたのかについてお答えいたします。玉村町では、平成26年に国際教育特区に認定されたことを機に、英語教育をより充実するために、全ての小学校にALTを常駐配置いたしました。これにより、授業はもちろん、休み時間や給食、清掃の時間等においても、ALTとかかわることができるようになりました。小中学校の学習内容は、学習指導要領によって定められておりますが、玉村町では平成27年度、文部科学省に教育課程特例校の申請を行い、平成28年度から特別な教育課程を編成し実施しております。この教育課程特例校とは、学校や地域の特色を生かすために、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成、実施することができるものです。玉村町では、本来小学校3年生から実施される外国語活動を小学校1年生から導入し、4年生までは年間35時間（週1時間）、5、6年生では、年間70時間（週2時間）実施しております。外国語活動の学習内容につきましては、平成27年度の玉村町教育研究所（町の教職員が研修や研究をする機関でございます）において、町内の小中学校の教職員が協力し、「玉村町版外国語活動カリキュラム」を作成しました。そして、今年度全ての小学校がこのカリキュラムに基づいて、同一步調で授業実践に取り組んでいるところです。さらに、幼稚園についても、小学校のALTが週に1回訪問しております。幼稚園ですので、もちろん授業はありませんが、幼児が園生活を送る中で、遊びを通して外国人と触れ合うことで、外国人とかかわることを楽しみながら、自然と英語に興味を持つことができっております。幼児からは「英語がわかるようになった」と自信に満ちた笑顔で教職員や保護者に話していた姿があったとの報告も受けております。今後、幼稚園、小学校、中学校の12年間を見通した英語教育の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。

次に、「少人数指導玉村プラン」の具体的な取り組み及びその結果についてお答えいたします。このプランは、町費で任用する教職員を小学校、中学校、各校1名ずつ配置するものです。具体的な取り組みについては、小学校の算数、中学校の数学、英語を中心にきめ細かな指導を実施しているところであり、玉村プランで配置されている先生は、子供たち個々の習熟度や興味・関心に応じた少人数クラスの1クラスを単独で指導するいわゆる少人数指導や主担当である教員とチームを組んで指導するいわゆるチームティーチングを行っております。また、給食準備や放課後の学習支援にも積極的に参加し、学習内容を定着できるようにきめ細かな指導を計画的・継続的に行っているところでもあります。さらに、家庭学習や宿題のチェック等も行い、正規教員の多忙化を解消する手だての一つにもなっております。

「少人数指導玉村プラン」の成果として、つまずきの見られる児童生徒も含めて、基礎基本の学習

内容を定着させることに大きな効果が出ています。また、上位群の児童生徒に対しても、発展的な問題に取り組める学習環境の場の確保にも役立っております。さらに、少人数での学習やチームティーチングにより、学習規律の向上にもつながっております。今後は、教員の専門性を生かした小学校の教科担当制の充実、全ての児童生徒の確かな学力を向上させるために、各小中学校の工夫された取り組みができるように進めてまいりたいと考えております。

次に、「保護者や地域人材、大学生等による放課後や長期休業中の学習支援、体験活動」の実施状況についてお答えいたします。これまでも各小中学校では、特色ある学校づくりとして、学校支援センターの充実を図ってまいりました。学校支援センターとは、保護者や地域人材、大学生等に学校のさまざまな活動に協力いただきながら、学校の教育活動をより充実させていくためのものです。具体的には、朝の時間の読み聞かせや放課後や長期休業における学習支援や各種の講座の実施、総合的な学習の時間における田植えや稲刈りの支援、家庭科でのミシンの指導など、さまざまな場面で地域の方々や保護者、大学生等にボランティアとして協力いただいております。特に今年度は、放課後や長期休業における児童生徒の学習支援や体験活動をより充実していくために、新規に学習支援推進事業を立ち上げ、その充実を図っているところです。今後さらに充実させていきたいと考えておりますが、学校からは学習支援ボランティアの確保が課題であるとの報告を受けております。教育委員会といたしましては、退職した教職員に協力依頼をしたり、広報たまむらやホームページを活用し、広く周知したりしながら、ボランティアが確保できるよう支援してまいりたいと考えております。学校支援センターの趣旨や役割についてご理解いただくとともに、学校支援ボランティアの確保に際して、ご協力をいただけると大変ありがたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、2回目の質問を自席からさせていただきます。

まず、項目の1番、幼児教育・学校教育について伺います。玉村町として国際教育特区の認定を受けるきっかけは何だったのでしょうか。また、全国でも非常に少ないと聞いておりますが、全国でどのくらいあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 国際教育特区につきましては、まず全国でどれだけかという話なのですが、株式会社立の小学校につきましては2校、相模原市と玉村町ということになっていません。

それから、なぜこの国際教育特区の申請をしたのかということなのですが、玉村町に限ったことではありませんけれども、国際社会というのが、国際化、そちらのほうが進んでいるという

ことで、大きな言い方になりますけれども、世界に通用する人材を育てたいということで、町も国際教育特区の認定を受けて、そのときに具体名を言いますと、フェリーチェ学園が実際には存在していたわけですし、その学校を母体としてこの国際教育特区の認定を受けることによって、玉村町の教育の国際化を目指す、特に英語に重点を置くということでの目的で特区申請をしたと聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） ただいま出たフェリーチェ学園について伺います。

小学生の生徒数、それからその中で地元玉村町の子供が何人ぐらいいるのでしょうか。

それから、町立の小学校とのかかわりはどの程度あるのでしょうか。例えば玉村地区の校長会に出席されているとか、それから先生同士の交流があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 在籍数につきましては、ちょっと資料がないのですが、あくまでも定員という形で申し上げますと、当初1学年1クラス20名ということで、6学年ですから120名、当然満員というのでしょうか、そういう状態ではない学年もありますので、実際には120名ではないのですが、あとその定員を29年度からは増員しまして、20名を40名に定員は増にしております。

あと、小学校とのかかわりということなのですが、校長会云々については教育委員会のほうからお答えするかと思うのですが、直接教育云々でのかかわりと言うよりは、例えば町に対して、あるいは町の事業に対してどんなかかわりをしているかといいますと、場所が上陽ですので、上陽の水田を借りて、田植え体験という事業を行っているのですが、実際にはそれは上野村の小学生を招いて実施しておりますが、そのときに上陽小学校の1学年の生徒とフェリーチェの生徒も一緒にそういった事業に参加すると、そういうことを、そういうかかわりは持っています。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 校長会についてですが、町の定例の校長会というのは、月1回行っておりますけれども、フェリーチェ学園につきましては、その校長会には出席をしております、町立ではありませんので。

それから、フェリーチェの子供たちの作品なのですが、子ども芸術展に出品をしてくれているところはございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕



◇2番（新井賢次君） ことしも2月に行われた子ども芸術展では、フェリーチェ学園のスペースがあって、作品が掲示されていたと思います。私の知っている範囲では、そのほかにも文化センターのロビーを使って時々生徒さんの作品を飾ったりしていることもあるし、文化センターを使って、クリスマス会をやったりもしているのかなと思います。

そういう意味では、私立ではありますが、子供たちのレベルでは、かなり町民のみんなとの接点があるのかなと。当然フェリーチェの皆さんがロビー展やったりだとか、文化センターを使って行事をやったときには、そのついでに親御さんも参加するという意味で、フェリーチェ学園を契機に玉村町に入ってくる人も多いのかなと、こういうふうに思います。

先ほど伺いました子供さんの数、要するに町内の方がどのくらいいるのかについて課長のほうからでも教えていただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 最新の数かどうかはちょっとわからないのですが、3名ということは聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどの教育長からご説明ありました教育課程特例校の認定を受けているということを伺いましたが、この件についてもほかの市町村ではどのくらいあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 特に数は把握はしていないところなのですが、隣の伊勢崎市は数年前に特例校申請をして、これはやはり英語教育の充実ということでやっております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどの国際教育特区の認定あるいは教育課程特例校等のお話を聞くと、国際的というか、特に英語についての教育がかなり玉村町として自慢していい環境にあるのではないかなと、こう思います。「子育てするなら玉村町」というキャッチフレーズがありますが、そのキャッチフレーズとして、今の環境をもっとPRできるのではないかと、こういうふうに思います。SNS等を使って、例えば今ホームページを開いてみても、特別にこのことを玉村町のいいところだよということで広報しているようなことがないと思います。それについてどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 総合戦略、そちらのほうの子育ての支援という施策の中にも、国際

教育の充実という施策が掲げられております。でも、当然これは国際教育特区を意識したものでして、さらに県立女子大もありますし、ALTの全校配置とか、そういったものもありますし、あるいは中学生のエレンズバーグへの派遣、そういったものも充実しているというふうに考えております。それを総合戦略では載せてはいますが、なかなか今おっしゃるように、外へ情報発信していないのではないかとご指摘なのですけれども、30年度からは機構改革もありまして、情報発信ということを経営企画課に一元化するということもありまして、その辺の取り組みをさらに充実させていきたいというふうに考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 続きまして、3点目の学校ボランティア等の活用による学校支援センターの充実ということについて伺います。

先ほど地域のみんでいろんなボランティアをやるということでお話がありました。特に群馬県立女子大学の皆さんにこれから積極的にお手伝いしていただくためもあって、今回新しい生涯活躍のまち実現に向けた事業計画案の中に、学生に向けた住まいの確保として、地域活動等条件つき家賃補助制度の創設ということが計画されております。先ほど来国際特区の町というか、国際教育の町ということで考えると、県立女子大生に積極的に今以上に参加していただくために、その家賃制度の補助対象にボランティアとして学校に来ていただくことが検討する価値があるのかなど、こうと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 30年度の当初予算の計上もさせていただいておりますが、今後その辺の協議もしていただくと思うのですけれども、この制度につきましては、県立女子大生でさらに町に住民票を移して、それから賃貸住宅に住んでいる学生さんに対しまして、その家賃補助的な支援をしたいということ、ただその要件が1つありまして、ボランティア活動あるいは地域活動、それも含めてボランティアと言っていいかと思うのですけれども、そういった活動に一定以上の参加をするということを要件に加えまして補助していきたい。なぜならば、せっかく町に大学がある。その学生さんも現にボランティア活動されている学生もいるのですけれども、そういった方に話を聞いてみますと、もっと活動してみたいと、あるいは1度出てみたのだけれども、おもしろいので、またしてみたい。ただ、参加するときのどこで何をやらいいのかということからまた見つけなくてはならないとか、そういった話もありまして、もっとでは参加していただける人がいるのではないかなというところで、そのきっかけづくりということで今回この制度を導入したらどうかということで予算計上しました。

実際に町と、それから大学等は年に1回懇談会を開いています。学長、町長のトップ同士というこ

とではなくて、そこに大学側は事務局まで含めて、それから町側は関係課長を含めて懇談会等も行ってあります。その席上でたまたま意見が合いまして、こういうことどうでしょうか。こういうことしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。大学側もぜひお願いしますというような形で話が進んだということもありまして、今後は学生さんにより町の中に入り込んできてもらおうといいましようか。溶け込んでもらおうと、それらを期待しての制度を取り入れたいと考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） ぜひ実現に向けて前向きに検討していただければと思います。

それでは、大きな項目の2点目、「サイクリングのまちプロジェクト」に関してお伺いいたします。今度は私も実際にサイクリングロードを歩いてみました。まず、とても素晴らしいです。町の南側には烏川沿いに岩倉橋から五料橋にかけて高崎・伊勢崎自転車道が走っています。また、町の中心部を利根川沿いに板井から五料橋にかけて利根川自転車道が走っています。遠くには雄大な山並みが見え、足元には利根川、烏川の清流が流れていると。歩いている途中でもかなり里山的な雰囲気も感じられます。

ネットで群馬県管理のサイクリングロードを検索してみますと、まず最初にこの2つの自転車道路が出ます。こんなにサイクリングに恵まれた町はほかに見当たりません。まさに素晴らしい地域資源だろうと、こう思います。ただ、今現在この町の宝がほとんど生かされていないと私は思います。サイクリストがサイクリングロードを通過しているだけで、町の中に入り込んでいないのが実態かと思えます。同僚の三友議員からいただいた資料で県が行った大規模自転車道における交通量調査結果を拝見しました。約2年前のデータですが、平日で229台、休日で194台が斎田休憩所付近を走っております。歩行者もそれぞれ119人、138人が歩いています。この人たちに町なかに入ってもらうためにどんな方法が今考えられているのでしょうか、お伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） この「サイクリングのまちプロジェクト」につきましては、総合戦略に当然載せてありまして、サイクリングで交流人口をふやす、人を呼び込むというふうに載せてあります。では、実際にどうなっているのかということなのですけれども、例えば先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、道の駅、要は立ち寄り所という観点からいけば、その拠点となるかもしれませんが、その駐輪場スペースの整備であったりとか、そういったものはやっているのですけれども、果たしてでは実際に走っているサイクリストというのは、その人たちに対してどこまでPRしているのかというと、正直言って有効な方策はとっていないという状況かと思えます。実際に平坦な町ですから、そういった自転車を使ってのそれを手段とする誘客、そういったものは非常に有効なのだと思えます。ですから、その辺に目を向けて、実際に今のところ有効な方策、なかなか厳しい

のですけれども、手を打っていききたいというふうに思っています。ただ、町長の答弁にありましたけれども、安全面、道路標識、そういったものについてはやはり安全第一ということなので、その辺は大分手を入れているのかと思うのですけれども、PR、こちらのほうは今後力を入れていききたいというふうに考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 私は、現地でのPRが必要だと思います。走ってみて、例えばこちらに行ったら道の駅ですよとか、こちらに行ったら水辺の森公園ですよとかというのは自転車道には現状は一個もありません。途中で斎田の休憩所というのがあります。これは、利根川自転車道の中でも数少ない休憩所が斎田にあるのですが、こちらの施設も実際管理は県が行っているのだと思いますが、せっかく利根川全体の中でも少ない休憩所をもっと有効に活用すべきだと思います。例えばそれなりのスペースがあるのですが、町のポスターが一個もあるわけではないし、町を紹介するチラシもそこにはありません。せっかくサイクリストが休憩する施設ですから、そこをもっと有効に使っていただきたいと、こういうふうに思います。

本当に残念なのですけれども、今走って一番多い看板が「犬のふんは持ち帰ってください」という看板なのです。それは要するに町みんながルールを守っていないということを何かサイクリストに対してやっているような感じで、私はとても歩いてみて残念に思いました。少なくとも今やってほしいことは、例えば高崎市から玉村町エリアに入ったときに、「ようこそ玉村町」とか、逆には「またどうぞ玉村町へ」とか、そんな道路上にゲートみたいなものでつけたらどうかと、こういうふうに思います。せっかくあるサイクリングロードからぜひ町の中に入ってきていただくための努力、これはそんなに難しいことでもないし、お金もかからないことかと思しますので、ぜひお願いします。

それから、続きまして、先ほどの説明の中でちょっとお答えがなかったのですが、ポタリングについてお伺いします。ポタリングについてある定義がありまして、がっつり走ることを目的とせず、ふだん着でもシティサイクルでも、いわゆるママチャリだと思いますが、いいからとにかく散歩感覚で自転車をのんびりと気ままに走らせる、そんなスポーツ未満な自転車遊びがポタリング、自転車をこぐことや長い距離を走ることに重きを置かず、とにかく緩くマイペースでの自転車散歩とありました。

玉村の町の中も非常に平坦です。それから、道路もそんなに車で混んでいることもありません。それから、町の名所旧跡というか、私たちとしてPRしたい施設が1カ所にはなくて、散在しています。ポタリングが玉村町にとって人を呼び込む、あるいは町の間人が玉村町を好きになることに非常に有効だと思いますが、ポタリングについては現在どんなお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

サイクリングロードなのですけれども、以前は、平成十二、三年ころから県費補助事業というのを使ってはやった時期があります。数年間玉村町も行いました。それについては大規模自転車道、利根川の自転車道と烏川の自転車道を結ぶというものです。ネットワーク事業というのを行ってきたわけです。

それともう一つが、「ASITA」ということで、旧佐波郡伊勢崎、赤堀、境、伊勢崎、玉村、東ということ、頭文字をとると「ASITA」になりますので、「ASITAかるた」ということで、上毛かるたみたいに名所をカルタに置きかえて、幾つかの歴史的なポイントをめぐるといったような施策が一時ありました。その中には軍配山と女子大、それから五料の麦わら舟、八幡様、斎藤宜義、例幣使道、それからすみつけ祭りというのが場所としてピックアップされました。そういったところをポタリングということでめぐればいいなと思います。その「ASITAかるた」とは別に県の補助金をいただいて行った事業は、路肩、町道の路肩に赤い線でずっと誘導するような形で、板井のほうから岩倉橋にかけて結べるような事業となっています。ただし、これがやはり県費補助で50%の補助金をいただいてきたからこそ進めてきた事業として、その補助金が打ち切りになってからはちょっとその先は進んでいない状況になっています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今の赤いラインがある道路を私も歩いてみました。町から出て、玉村神社の前を通過して、旧354号を越えて女子大の前を通過して、水辺の森公園までずっと歩いてみました。そこには赤いライン上に自転車のマークと、それから親子で歩いているマークが描いてあって、ああいうものがあのルールに沿って行くと、町の中のいろんなところに町としてPRしたい部分に行けるといようなことが整備できたら、ポタリングもなお一層いいものになるのかなと、こういうふうに思いました。

それから、今のポタリングあるいはサイクリングの件に関して、昨年町の協働事業によるまちづくり提案書に選ばれたガイドたまむらの会も、今、自転車でのガイドの摸索を始めているようです。今は玉村八幡宮周辺の例幣使道沿いが活動の拠点になっていますが、ポタリングによって案内できるエリアが格段に広がると思います。昨日、そのガイドたまむらの会のリーダーとちょっとお話しする時間があったのですが、サイクリングあるいはポタリングに関心のある人間が町の中にたくさんいます。ぜひ具体的にこれを進めていくと、いろんな方が応援してくれるかなと思いますので、ポタリングについてもぜひ今後積極的に進めていただければと思います。

済みません。もう一つ、ポタリングを始めると、どうしてもレンタサイクルという機能が出てくるだろうと思います。町の予算的なことから考えて、新しい自転車を例えば20台、30台そろえるというのは到底できないだろうと思います。そこで、自転車のリサイクルを提案したいと思います。ち

ようど昨日、私たち民生文教常任委員会の所管事務調査ということで、クリーンセンターに行ってきました。その中で、自転車が50台近く並んでいました。どう見てもまだ十分に使えるような自転車で、私なんかは我が家の自転車よりいいなと思われるような自転車が幾つもありました。ただ、自転車には自転車防犯登録制度というものがあって、なかなかそれをそのまますぐ使うというのは難しそうなのですが、いろんな手続をすることで多分クリアできるのだらうなと思います。

それから、去年まで町で行っていた安全パトロール隊の自転車も10台ぐらいあると聞いています。それから、女子大生が卒業していくときに、自転車の処分に困っているというような情報もありますので、具体的にどうしたらいいかわかりませんが、私はそのレンタサイクルの導入をすることによって、ポタリングの機能が一層増すかと思いますので、ぜひまたご検討いただければなと思います。「サイクリングのまち」に「ポタリングのまち」をプラスして、例えば「自転車でわくわくするまち」みたいなキャッチフレーズで町内外に積極的にPRしてもらいたいということをお願いして、この項目終わりたいと思います。

最後の項目3です。「食」によるまちづくりプロジェクトについて伺います。まず、ご当地グルメの開発と販売に関して、玉村町では町、商工会、全国食肉学校、食品メーカーなどがご当地グルメ開発の研究会を組織化し推進組織とすると、こうありますが、現在どこまで進捗しているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほどの「サイクリングのまちプロジェクト」に続いて、この「食」によるまちづくり、これはいずれも総合戦略の重点項目、重点プロジェクトということで位置づけられています。ただ、位置づけられてはいるのですけれども、両方ともちょっとなかなか進捗していないというところで、きょうは2つほどちょっときつい質問なのですけれども、このご当地グルメの開発につきましては、総合戦略でも本当に1番、第1に載ってきている施策でして、一丁目一番地の施策なのかなと考えています。ですから、先ほど町長の答弁の中で、商工会青年部がご当地グルメの開発ということで毎年度取り組んでいただいているのですけれども、なかなか正直言って厳しい。特にグルメというのがいろんな範囲が広いと思うのですけれども、料理的なもの、例えばカレーであったりとか、何々ライスであったりとか、そういったものに本当は開発をしてみたいというところはあるのですけれども、正直言ってなかなか開発のほうは進んでいないというのが現状です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 私は、もっと広い範囲で提案を募ったらいいのではないかと思います。玉村町の小麦、それから種類豊富な野菜、麦豚など要するに玉村産の食の地域資源を活用した「B級グルメグランプリ」みたいなものをやったらどうかと思います。

昨年の町制施行60周年においても、群馬県立女子大学生から玉村町活性化プランコンテスト、そ

の中でも独自のグルメフェスティバル「T-1グランプリ」を開催し、多くの人に楽しんでもらい、交流人口をふやし、町の雰囲気を変えさせることにより、活性化を図る案が優良案になっていました。私全くそう思います。例えば大々的にPRをして、「B級グルメグランプリ」をぜひ玉村町でやってもらいたいと、こういうふうに思います。

新年度予算にご当地グルメ特産品開発事業として10万円が計上されています。グランプリの獲得者には小麦粉を50キロ、それから町の野菜を軽トラック1台、肉を20キロ、このぐらいの3点セットがグランプリ賞ですというようなことを大々的にPRして、それこそ町中がお祭り騒ぎで町としての売り込みできるものを探す。その選定の方法としては、例えば産業祭あるいは町の体育祭、運動会等を通じて人がたくさん集まるときに投票してもらって決めるとか、あるいは単独で今言った皆さんの提案したものが、その日は無料で食べられるよというようなことになったら、それだけでもかなりその時人が集まるのではないかなと思います。とにかく例えば商工会だったりとか、狭い範囲で提案してみなさいということではなかなか進まないと思います。私は、やっぱりお祭り騒ぎでひとつヒット作品をぜひつくっていただきたいと、こう思います。

私、最も今注目したいというか、これどうでしょうかというのは、渋川市の三国街道にある永井食堂というお店があります。これもつ煮のお店なのですが、私この話を今回何人かにかけて、みんな知っています。軽トラックだとか、とにかく道路走っていても、駐車場に車がいっぱいあるから永井食堂とわかるぐらい有名な店なのです。たった一つのもつ煮であることになります。特に今はSNSがありますから、1ついいという評判が立てば、わっと広がると思います。ですから、ぜひそういうチャンスがあるグルメを開発していただきたいというふうに思います。

極端な思いつきなのですが、永井食堂は今実は富岡市に1つお店を出しています。ただし、そこはお土産専門店で、そこで食べることはできません。私は、永井食堂玉村道の駅店、そんなものが例えばできたら、それができたということを宣伝するだけで、どっと人が集まります。今、ETC2.0がありますから、高速道路から入って、道の駅を使って、その食事だけして帰るといった客も多分相当出てくるのだと思います。ぜひまた指定管理者ということになりますから、今までと違った視点でいろんなことを考えてはくれると思いますが、そんなことを今自分として思いついています。

最後に、町内外の食資源の有効利用について伺います。記録してある中で、交流市町村でもある長野県山ノ内町、昭和村、茨城県の茨城町の特産品を道の駅玉村宿で販売し集客力を高めるとあります。これについてはそのことによる効果がどのくらい現実的にあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） ただいまの友好交流都市との関係でございますけれども、山ノ内町につきましては、もう産業祭でリンゴがおなじみかと思っておりますけれども、あのときにトラックで1台持ってくるのですけれども、そのうちの一部を道の駅のほうにも卸していただいて、道の駅でも同時

に販売をしていると、そういうような関係にございます。また、昭和村につきましては、レタスを定期的に、時期の間ですけれども、週1ぐらいで入荷をさせていただいて販売しているということで、これも質がよくて、値段は安いですが、大分好評をいただいているということでございます。その数量的なところはちょっと押さえていないのですけれども、両町村からはそんな状況になっております。茨城町については、なかなかまだそういう進展まではしていないということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 逆に玉村町から山ノ内町、昭和村あるいは茨城町に対して特産品としてこちらから持って行って販売していただいているというようなものはあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 茨城町につきましては、多分秋の玉村町で言うと産業祭みたいなのがございますので、そこに定期的に出店はさせていただいております。当初は町として出店していたのですけれども、今は道の駅ということで出店をさせていただきまして、町の野菜ですとか、そういった特産品を販売をさせていただいております。昭和村につきましても、やはり産業祭みたいな、ちょっと名前が出てこないのですけれども、機会がありますので、そちらはどちらかという、町内のその商業系の方が直接出店するというような機会があったかと思えます。お豆腐屋さんですとか、から揚げですか、そういったような形で出店しているような交流はしているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 以上で私の質問終わりなのですが、きょう私が取り上げた大きな項目で言うと3点は、いずれもそんなに多額のお金を必要としないで、すぐに取りかかれることではないかと、こういうふうに思っております。ことしの4月から地域おこし協力隊の方が玉村町に見えるということですから、先ほどの「サイクリングのまち」としての取り組み、それから最後に話した「B級グルメグランプリ」等について今度見えた方にぜひ一番で取り組んでいただきたいと、こういうお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時45分に再開します。

午後2時28分休憩

---

午後2時45分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---



◇議長（高橋茂樹君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従い質問をしたいと思います。

まず最初に、施政方針についてであります。町長が示した施政方針では、平成30年度予算編成に当たっては、「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」を主軸として、「未来につながる予算」に重点配分を行った。一方で、既存事業を抜本的に見直し、事業の必要性、緊急度、優先度、費用対効果を十分に精査した上で、「選択と集中」により予算編成を行ったとしています。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

まず、どのような理念に基づいて選択し集中するのか、この点についてその基本理念についてまずお伺いをいたします。

次に、「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」を主軸として予算編成を行ったとしていますが、その未来の具体策について一つ一つお示しをいただければと思います。

次に、「子育てするなら玉村町」の旗を守れ。この点について質問をいたします。井田元町長、そして貫井前町長、盛んに「子育てするなら玉村町」と、こういう政策を一貫して掲げてきたわけであります。角田町長も子育て支援には熱意を持っておられるようですから、改めて「子育てするなら玉村町」の旗を町長もしっかり守って進んでもらいたいという意味で質問をしたいと思います。

少子高齢化が加速する中、子供人口は減少しています。しかし、共働き世帯が多くなり、低年齢の保育ニーズは増加をしています。本町においてもゼロから2歳児の待機児童の克服が課題となり、玉村町幼稚園・保育所再編整備計画をまとめたところでもあります。今、各自治体で子育て支援策で「人口減少に歯どめを」との政策を競っている状況であります。玉村町も「子育てするなら玉村町」の旗を掲げてきたところではありますが、これをしっかり守ってほしいものだと思います。しかし、最近保育所給食調理業務の委託化や放課後児童クラブの使用料の改定、幼稚園の統合、第5保育所の閉所を示唆するなど、この旗が揺らいでしまうのではないかと懸念をされているわけでもあります。

そこで、以下の5点についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、小規模保育事業所の誘致の進捗状況について。教育・保育施設との連携は確保されているのか。

2つ目に、私立保育園や認定こども園の支援策はどうなっているのか。

3つ目に、公立幼稚園の統合は避けられないのか。保護者の理解は得られているのか。そして、跡地の利用はどうか。この点についてお伺いいたします。

4つ目に、この計画では、来年度に民間保育所を公募し、定員110人の保育所を誘致する計画。その一方、第5保育所は老朽化するので、その処置についてまだこれから検討するような話ですが、大きい保育所を誘致すれば、第5保育所は閉所をするのかなという流れができてしまうのではないかと、この辺について確認をしたいと思います。

また、5点目に、現行、小学校就学前の子供に限らず、3人以上の子供を扶養している場合、保育所の第3子以降の保育料は無料になっています。国はこの点について何か政策を展開をしような気配ですけれども、先駆けて第2子からの無料化に進んではどうか。けさの新聞では、渋川市がその方針を打ち出しています。

次に、学期制について教育長にお尋ねをいたします。この質問をつくる際には、学期制が2学期制から3学期制に移行するという情報は、私のところにまだ伝わっておりませんでした。したがって、どうするのかということで質問をしたところ、その後の議会のいろいろな資料の中で、2学期制から3学期制に移すという方針が出されました。その辺について検討委員会や教育長の考え方を改めてお尋ねをいたします。

最後に、収納行政についてであります。2月12日だったでしょうか、私のところにある人から電話がありました。2月9日に給料が振り込まれたのを連休のときに銀行におろしに行ったら、何か残高がゼロになってしまって、銀行に問い合わせたのだけれども、銀行は休みなのでわからないので、休み明けの12日に銀行に問い合わせたら、「いや、差し押さえ食っていますよ」というようなことで、俺はどうやって生活するのだというようなことで、びっくりして町のほうにこれでは生活ができないと、何か太田のほうに通っているの、その燃料代とか、携帯電話の使用料とか、いろいろな公共料金とか何かがそのところから落とされるので、残高ゼロではやっていけないのだけれどもということで、役場のほうに相談をしたそうですけれども、全然しようがないねというようなことで、私のところに泣きついてきたというか、もう涙も流さんばかりに相談に来たものですから、私も役所のほうへ行って、どういう事情なのかと聞きましたけれども、はかばかしい返答はなかったので、そうしたところ、昨日ですか、朝日新聞に前橋市でのその例の差し押さえの判決が1月31日と2月6日ですか、出て、市が負けたわけです。それらの判決を踏まえて、当町のその収納行政も大幅にやっばり検討しなければならないのではないか、この観点からこの問題についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 宇津木議員のご質問にお答えします。

まず初めに、平成30年度施政方針について、どのような理念で選択と集中を図るのかというご質問にお答えいたします。私は、公約の一つに財政健全化を掲げております。当町の財政状況は、経常収支比率の高率化により、財政運営の硬直化に直面しております。また、少子高齢化による社会保障費の自然増や公共施設の老朽化による維持管理費など財政需要は増加しています。扶助費や医療・介護に要する経費は、この10年で1.6倍、約8億7,000万円増加となっています。国・県の事業見直しによる事業の廃止や各課で行っている事業の統合、町民の生活様式の変化に伴い、既存事業の見直しを行うとともに、時代の変化に対応すべく、新たな行政需要、多様化する町民ニーズに応え

るべく、新規事業に振りかえさせていただきました。

次に、「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」を主軸として予算編成を行った主なものを示せというご質問にお答えします。

まず、「人口減少対策」といたしましては、移住・定住を促進する文化センター周辺まちづくり事業に、早期に第Ⅱ期分譲ができるよう予算配分を行い、販売促進策として奨励金を交付し、定住促進につなげていくものでございます。また、地域おこし協力隊や東京圏情報発信推進事業による町の魅力発信、交流人口の増加、大学等連携事業など、町の活性化につながるものと考えております。

また、「未来への投資」では、企業誘致や産業振興、雇用促進策として、町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区に新たな拠点整備を目指す新産業団地の開発に向け予算配分しました。長期的には東部工業団地のさらなる拡張について調査研究を進めていきます。

「子育て支援」では、喫緊の課題である待機児童の解消のため、民間事業者による小規模保育所の誘致及び定員増を図るため、既存保育施設の施設整備支援、嘱託保育士等の処遇改善を行い、人材の確保と働きがいのある職場づくりを推進するものでございます。

さらに、民間事業者による放課後児童クラブの設置について支援するとともに、教育委員会と連携し、学校施設を活用した放課後児童クラブの開設など、より安全で過ごしやすい施設の拡充に努めるものでございます。また、新たに新生児聴覚検査を実施し、早期発見による早期治療と療育対応をいたします。小中学生給食費の一部免除も引き続き継続し、子育て世代を積極的に支援してまいります。

本年度は選択と集中により、見直しと未来に向けてバランスのとれた配分に心がけました。今後とも健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、「子育てするなら玉村町」の旗を守れとのご質問にお答えいたします。まず、①、小規模保育事業所の誘致の進捗状況及び教育・保育施設との連携についてお答えいたします。現在の進捗状況でございますが、小規模保育事業者の公募を平成29年12月18日より、町のホームページにおいて開始いたしました。公開した募集要項等に関する質問を1月31日まで受け付けておりましたが、質問はございませんでした。

今後の予定といたしましては、3月15日までにプロポーザルへの参加表明書を事業者より提出していただき、その後、5月10日までにプロポーザルの応募申請書類を提出していただきます。5月下旬にはプロポーザルを実施し、業者選定委員会にて誘致事業者を選定いたします。

小規模保育事業所では、待機児童の大半を占めるゼロから2歳児までの保育を行い、3歳からは連携施設での保育となります。連携施設は、比較的面積に余裕のある第1または第4保育所を指定しております。連携施設との連携確保に関しては、募集要項において連携施設と積極的に交流を図ること、設置する小規模保育施設は、可能な限り連携施設に近い場所とすることを明記しております。

②、私立保育園や認定こども園への支援策につきましては、当町では現在、ゼロ歳から2歳までの3号認定子どもに待機児童が発生しております。これを解消するために、子ども・子育て支援事業計

画の見直しを行いました。見直し計画では、待機児童解消を図るための方策として、私立保育園と認定こども園の増築等による定員増を図ることとしております。具体的には、にしきの保育園の増築による定員増及びマーガレット幼稚園を増改築し、新たに3号認定子どもの保育を行うというものでございます。このことにより、ゼロ歳児の定員が8名、1歳児の定員が12名、2歳児の定員が15名ふえることとなります。この2つの事業者に対する支援といたしましては、国からの補助金を受けて施設整備費用を補助いたします。予算につきましては、平成30年度当初予算に計上しております。

③につきましては、教育長から答弁いたします。

④、第5保育所の今後の方向性につきましてお答えいたします。幼稚園・保育所再編整備計画では、待機児童を解消するとともに、適正な施設管理を行うため、民間保育所を誘致し、また40年以上経過している第5保育所の存続について検討していくこととしています。

第5保育所につきましては、老朽化が著しく、現在の耐震基準を満たしていないため、このまま保育を続ける場合、施設建物の耐震補強工事を行うか、新設する必要がございます。公立保育所の耐震補強や施設整備に対する補助金制度は現在ございませんので、多額の費用を全額町負担で賄わなければなりません。しかしながら、民間による施設整備に対しては、国から手厚い補助が受けられます。また、設置後の施設運営に関する費用に対しても補助が受けられ、町の負担は大幅に軽減されますので、民間事業者の力をかりて保育の受け皿を確保しつつ、将来にわたって待機児童を解消することが確実になれば、第5保育所を閉所することが可能になると考えております。今後の保育ニーズを注視しながら検討を続けてまいります。

⑤、第2子からの保育料の町単独での無料化につきましては、多額の費用負担が生じるため、国の動きに合わせて実施してまいりたいと考えております。

次の学期制の再検討についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、収納行政についてのご質問にお答えします。国民健康保険税を含む町税の徴収は、国税徴収法に基づき、税務課収税室で行っております。納付のおくれ等で相談があった場合は、月の収入支出を確認し、生活が逼迫することなく早期に滞納を解消するよう納税指導を行っているところでございます。

滞納の発生には、さまざまな要因がございます。個人の状況に応じ、非自発的失業者に係る軽減措置や納税の猶予、換価の猶予などを活用し、生活再建に向けた相談も行っております。しかし、納付のおくれ等で相談または納付がない場合につきましては、法令により差し押さえを行っております。差し押さえは国税徴収法基本通達により、換価の容易な預金、給与、年金、保険、不動産の順で行っております。国民健康保険税は、保険制度を運営する上で大切な財源です。また、多くの方に納期内納税をいただいております。今後も公平、公正な徴収を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） それでは、③の公立幼稚園の統合は避けられないのか。保護者の理解は。跡地の利用はについてお答えいたします。

本町における町立の幼稚園教育は、昭和55年度に4歳児・5歳児を対象として総園児数47名の玉村幼稚園1園で始まり、その後、園児数の増加に伴い、平成8年度に新たに南幼稚園を現在地に開園いたしました。その結果、総園児数は244名となりました。平成16年度からは地域からの要望により、両園とも3歳児も受け入れ、総園児数は両園合わせて251名となっております。

現在の町立幼稚園の定員は、玉村幼稚園が3歳児・4歳児・5歳児ともに2クラスで、1クラス30人の合計180人であり、南幼稚園は3歳児・4歳児・5歳児ともに1クラスで、1クラス30人の合計90人で、両園の合計定員は270人となっております。近年、少子化や就労形態の多様化に伴う保育需要の変化により、幼稚園の需要は減少傾向にあり、玉村幼稚園、南幼稚園、ともにここ数年は定員割れを生じている状況です。平成28年度は両園の園児数は合わせて180名、平成29年度は173名であり、玉村幼稚園1園のみで対応できる人数となっております。また、今後もゼロ歳から5歳までの未就学児全体の人数が減少することが予測される一方で、保育認定児（保育所に通う未就学児）は、増加傾向にあります。

このような現在の状況と今後の予測を踏まえ、教育委員会として平成29年6月並びに7月の定例会議において町立幼稚園の今後のあり方についての議論を行い、平成31年4月1日に玉村幼稚園の1園に統合するという基本方針を決定いたしました。これを受けて、両幼稚園の保護者を対象に説明会、両園の本部役員合同の説明会を平成29年8月31日に、南幼稚園の保護者を対象とした説明会を9月20日、玉村幼稚園保護者を対象にした説明会を9月22日に行い、これらの説明会で出された意見・要望、例えば保護者と話し合いを重ね、納得した形で統合してほしい。南幼稚園の平成30年度の新入園児の受け入れを保障してほしい。平成30年度の玉村幼稚園と南幼稚園の交流活動について、保育料金・バス料金について等の意見や要望が出されました。これらをもとに平成29年9月28日に臨時の教育委員会の会議において、以下の内容で最終の決定を行い、保護者宛てに通知を出してご理解をいただきました。

平成31年4月1日に南幼稚園を玉村幼稚園に統合する。南幼稚園の在園児は、平成31年4月1日から玉村幼稚園に転園する。なお、通園区は、玉村町全域とする。

平成29年度・平成30年度を統合に向けた準備・移行期間とする。また、平成30年度の園児募集については、3歳児の募集については、玉村幼稚園・南幼稚園の両園を合わせて定員60名とする。

（現時点での平成30年度の新入園児は、玉村幼稚園が36名、南幼稚園が15名で合計51名となっております）。4歳児、5歳児の募集については、定員にあきがあるため、随時行うということでございます。

最後に、今後の跡地の利用については、子供のための施設として有効利用を図るべく、町関係各課と十分協議を行っていきたいと考えております。

以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、小中学校の学期制についての質問にお答えいたします。月田議員、石内議員の質問でお答えした部分と重複する点もありますが、ご了承いただければ幸いです。

まず、玉村町の小中学校の学期制の検討についてですが、玉村町では平成18年度より、全小中学校で2学期制を導入しました。そこで、2学期制導入より10年が経過したことを機に、学期制検討委員会を立ち上げ、玉村町の子供たちの学校生活をより充実したものとするための学期制について諮問をいたしました。

検討委員会からは、2学期制、3学期制それぞれに利点と課題があるとはいえ、子供たちはどちらの学期制であっても充実した学校生活を送ることができるとした上で、今後の学期制については、これまでの玉村町が実施してきた2学期制の成果を十分生かした新たな学期制へ移行していくことが望まれる。そして、ここで言う新たな学期制とは、2学期制の充実・発展、2学期制の成果を生かした3学期制への移行等を含むものであるとの答申がありました。

そこで、教育委員会としましては、検討委員会の答申を踏まえるとともに、子供たちの学校生活の充実、教職員や保護者の考えや意向、国や県の現状、玉村町が目指す教育等を踏まえ、総合的に判断した結果、玉村町がこれまで実施してきた2学期制のよさを生かした新たな3学期制へ移行することといたしました。

平成24年度に宇津木議員の質問にお答えいたしましたが、2学期制には子供と教師の触れ合う機会と時間が確保できること、半年という長いスパンで捉えた確かな学力の向上が図れること、長期休業を有効に活用できること等のよさがあります。しかし、2学期制を実施している全国の小中学校は、平成21年度の約24%をピークに減り続け、現在では約20%となっております。群馬県では、高崎市が平成25年度から3学期制へ移行したことにより、玉村町が群馬県で唯一の2学期制を行っている町となり、保護者や地域の方々の中から、2学期制に対する不安や疑問の声が上がるようになりました。これは、学期制検討委員会が行ったアンケートにおいても明らかになっております。

2学期制のよさを生かした新たな3学期制については、検討・準備期間になる2018年度の1年をかけて町教育委員会と各学校で2学期制のよさをどういう形で3学期制に取り入れていくのかをじっくり検討していきながら、2学期制を経験した玉村町だからこそできる新たな3学期制をつくり上げてまいりたいと考えております。

今後、常に教育とは何か、どうあるべきかという教育の原点・本質を問い、子供のための学期制にしていけるよう、玉村町の教職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 引き続き自席から質問を続けさせていただきます。

施政方針について、選択と集中ということで、財政が厳しいという中で、事業の内容もどんどん変わると。確かにその点はあると思うのです。時代に合わせて予算の、金の使い方を変えていくというのはこれは大事なことだと私も思います。

そこで、どのような理念というのは、選択ということは削るという部分とか、縮小していくとか、やめるとかという選択のときの考え方、どういうものについては切っていく、減らしていくのだという考えなのか、それとも予算の10%を切れとかというふうなことで、一律な数値を示してやっていくのかということで、費用対効果を優先度を十分検討した上でやっていくのだというふうなお話ですけども、具体的にはどんな事業が選択、要するに切られたというか、なくなってしまったのか、その点についてはどんなことでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 個別の事業について説明したいと思います。

選択と集中ということで、どのような見直しを行ったかということにつきましては、時代にそぐわない、あるいは各課にわたって似たような事業をやっている、そういった部分の見直しをいたしました。

具体的には主なものとしまして、出生記念品につきましては、これ住民課でやっているものなのですけれども、図書館のほうでブックスタートということで絵本の提供をしています。似たような事業になっていますので、こちらのほうを統合しました。

ダイヤモンド婚、金婚式につきましては、生活様式の変化によって、晩婚化あるいは離婚だとか、そういったいろんな状況がありまして、対象者が一律ではなくて、大分限られたものになっておりますので、これを町の税金を使ってお祝いする事業としてはふさわしくないのではないかと、そういう見直しをしました。これは、各家族の中で私的に祝いする部分かなというふうな判断をいたしました。

高齢者等搜索事業につきましては、こちらのほうは社会福祉協議会のほうで行うということで、こちらのほうに振りかえました。

在宅重度障害児手当支給事業につきましては、国のほうの特別児童扶養手当のほうが充実しておりまして、県内では前橋市は行っているのですけれども、町単の事業として上乗せする必要は終わったのではないかと、そういう判断で廃止をいたしました。

献血推進事業につきましては、日赤から事務費が来ますので、町の事業としてではなくて、日赤事業として行うということで振りかえました。

地産米による乳幼児食育推進事業につきましては、こちらは学校教育あるいは保健センターで食育

をやっておりますので、そちらに統合した形で行うということになりました。

がん検診推進事業につきましては、これはある決まった年齢になったときにクーポン券を発行していた事業なのです。このクーポン券の事務費として、今まで予算計上してあったのですけれども、この事業は必要ない。なくしても逆に今までと同じように、がん検診は無料で受けられますので、そちらの事務費を廃止しました。

有機農業推進事業につきましては、6次産業化推進事業という形で、発展的あるいはそちらのほうも含めた形で事業に統合いたしました。

主なものとしては以上が見直した事業ということになります。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 平成30年度予算編成を大まかに見ますと、いわゆる「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」、それなりに盛り込まれているなという印象はあるのですけれども、どちらかという、何とか計画、いわゆるさまざまな計画を国が予算をつけてくれるからということで、これ非常に目立つのですけれども、計画を立てれば終わりみたいな形の、そこでいろいろ手間がかかっているのかなというような印象ですけれども、その辺の計画というのを見直すというのですか、しっかり管理していくという観点についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 基本計画等事業の見直しも含めて、新規のそういった計画づくりという部分が結構あるのですけれども、実際それをつくらないと、国からの補助、そういったものが受けられないという、早く言えばそれをやることによって、それに基づいて補助金なりの交付が受けられるという形です。一応見直しについてはベースがありますので、そちらは担当者によっては自前で修正してやるという事例もありますので、今回2件ほどそういうあれで担当がやるという部分、見直しについて。ただ、あくまでも新規の計画につきましては、なかなかベースがないものですから、どうしても一度は委託してベースをつくるという、そんな感じになっています。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 計画を自前でつくるという考え方は非常に大事になってくると思うのです。

それともう一つは、よく注意しなくてはならないのは、国がこの計画をつくれと言っているからつくるというふうなことで、次から次へと計画をつくっていくというのは、私も長く議員やっていると、ああいう計画もあったな、こういう計画もあったなと言ってできたけれども、どこか本箱のほうに並べていくみたいな感じになりがちなのです。その点について計画倒れにならないようにこれはし



ていただきたいと思います。

次に、「子育てするなら玉村町」の課題に移っていくのですが、小規模保育所、これは開始はいつになるのでしょうか。その点について。

それから、既存の保育所と、例えば3歳とか2歳で終わってしまうわけですから、上の子供と接する機会がないので、やっぱり他年齢層と交流をするというのが、どうしても小規模に集めてしまうと、その辺の対応策について、やっぱりしっかりとした理念を持っていただかないとだめだと思うのですが、その点あわせてお尋ねをいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 宇津木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小規模保育施設の開所時期はいつかということですが、これは31年の4月を予定しております。先ほど説明がありましたように、今月の15日までに参加表明をいただいて、5月に書類の提出をいただいて、審査を行って、6月に結果を出します。その後、補助金の申請等を行って、9月から来年の2月までに設計建設を行っていただいて、3月に開設準備を行っていただくという予定でございます。

なお、次のご質問の連携施設につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおり、第1または第4保育所、こちらを指定してございまして、その近くに建設をしていただく予定になっております。近くに建設しますので、その保育所との交流も図りつつ、小規模保育施設、ゼロ・1・2歳を預かるわけですが、3歳になれば、その連携の施設へ上がっていくということが予定されております。ただし、連携施設ではなくても、3歳になったときに、その他の保育所を希望するようであれば、その他の保育施設があいていれば、そちらで受け入れるという予定になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 小規模保育所については、2つの問題があると思うのです。3歳になったときに確実に次に移れるものがあるのか、それから1・2歳のうちにその年上の子供たちと交流をするチャンスが小さい子だけでちまちまやっているというのだと、発達にそんなによくないような感じもするのですけれども、その2点について十分な配慮をお願いしたいと思うのです。

次に、学校における放課後児童クラブを今年度予算にもついていますけれども、具体的にはどんな、我々は放課後児童クラブも学校の空き教室等を利用して進めるのもいいのではないかという提案を前の文教福祉常任委員会なんかでは視察もしましたし、そういう提案を重ねてきたのですけれども、今回その予算がちょっとついていますけれども、具体的にはどのような話に流れていくのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） おととしの11月に議会の皆さんからご提言をいただきました。学校施設の余裕教室を活用して放課後児童クラブ、放課後子ども教室を推進したらどうかというご提言をいただきまして、今年度1年間検討を進めてまいりまして、現在放課後児童クラブで待機児童が出ているのは、年度初めにですけれども、中央小学校区です。ただ、そのほかで玉村小学校区、こちらについては学校から西児童館が離れていますし、放課後児童クラブスマイル、こちらも若干離れておりまして、こちらは庭がないということです。各小学校長と協議を行いまして、玉村小学校区については、学校から遠いという保護者からのご意見もあります。スマイルについては、庭がないので、子供たちのストレスもたまりますよというご意見もいただいております、玉村小学校については、余裕教室が提供していただけるということになりました。学校の余裕教室を使う利点とすれば、交通事故に遭わないと、あと防犯上も安全である。また、学校教育に使わない時間帯においては、校庭とか体育館を利用させていただくことも可能になりますので、余裕教室を提供していただける学校につきましましては、今後そういう方向で進めさせていただきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 前の文教福祉常任委員会でもその点について学校の協力はどうしても必要なのではないかということで提言をずっとし続けましたけれども、教育長にお伺いしたいのですが、この点について学校サイドでも協力をしていこうというか、どういう体制になるかわかりませんが、その辺の教育長の認識はいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 学校としましても、できる限り協力をしてやっていきたいと考えております。先ほどお答えにあったように、余裕教室がある学校については、積極的に受け入れられるようにやっていきたいと思っております。

それから、学校教育に支障のない範囲でということにはなりますけれども、協力はしてまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 前の文教福祉常任委員会でも、盛んにその点について、横浜の先進地などなんかを見て、やっぱり学校の中にこういうのがあれば一番いいのだろうということだけれども、その当時は空き教室がないとか、さまざまな事情で何となく前向きな答弁が得られなかったのですけれども、この道が開かれましたので、しっかり子ども育成課と学校とやっぱり協力し合って、いい方向にさせていただきたいと思っております。

次に、民間保育所を110人定員を誘致をするということで、先ほどの説明だと、要するに民間保

育所を誘致するのであれば、建設費用等々国からの資金援助が受けられると。それをつくって、要するに第5保育所をなしにしてもいいような流れをつくろうかなというその腹づもりなのですけれども、これこの計画を見るまでというか、私ども議会でも全然話聞いていないのです。第5保育所を建てかえるというか、改修するとか、そういうことで思っていましたけれども、やぶから棒に民間保育所をつくって、そうするとその建設費用が出ると。話としてはそっちが有利なのだよというのはわからなくはないのですけれども、そういう問題なのでしょうか。歴史ある第5保育所をやっぱり何としても維持をするという、その辺に総合的な、政策的な整合性というのはどのようにお考えで、これ町長にお伺いしたいと思うのですけれども、「そんなのありかい」というような感じを私はしているのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 第5保育所に行ってみますと、大変施設も古く、老朽化して、よく頑張っているなというふうに見てきましたけれども、やはりいろんな面で新しく建ったところと比べてみましても、そういうところで保育をしている状況では子供たちには大変申しわけないなというふうに関実に見て思いました。

それから、耐震性の問題もありますので、このまま何か地震等が起きたときに、やはりきちっとしておかないと非常にまずいということで、できるだけ早期のうちにこれに対して手を打たなくては行けないという思いでありました。今回民間にお願いするかどうするかということが今、議員がおっしゃっていますけれども、第5保育所を実際に建てかえなり、新しくするといったときに、町のいろんなほかの事業等も勘案しますと、民間にお願いするというのも一つの方策かなというふうに関自身は思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） ご存じのことと思うのですけれども、公立保育所の補助金、運営、建設に関する補助金については、もう10年以上前から公立については廃止されているわけです。運営費は平成16年から、建設費は18年からもう公立には補助金がかからないということになっております。

一方、民間には手厚い補助がある。ましてや玉村町のように待機児童対策のために民間を誘致するということになると、手厚い補助が受けられて、玉村町の負担が極端に少なくなるということです。

それと、また働いている人の処遇改善、こちらについても民間の保育所しか処遇改善を行って行かないという状況ですので、今後公立で今までのように町が運営していくというのは難しくなっている状況ですので、その点を踏まえて第5保育所をどうするかということも検討しているところです。あくまでも保育施設が供給過剰にならないようにしなければなりませんので、その辺は十分研究して

いきたいと思いますが、全国的に見ますと、日本総合研究所の予想によりますと、2020年に保育のニーズがピークに達して、そこからもう下がっていくという予定です。群馬県については2020年から2025年にピークが来るという予定ですけれども、この辺を十分踏まえながら、今後のどうするかということは進めていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この点については、何かちょっと説明が町民に対しても、保護者に対しても、いろんな方に対して、議会に対しても、やっぱりしっかりした説明をこっちが得だからいいのだよという話もわからなくはないのですけれども、普通の人はそういうことはわかりませんから、やっぱりそういうことも踏まえて、要するに説明をした中で、説明責任を果たした上で、やっぱり方針を変えていかないといけないのではないかと、これは注文をつけておきます。

次に、教育長に2学期制のお話で、私は24年のときに2学期制をやめて3学期制に戻したらどうだという質問をしてから、だからもう6年たつのですか、五、六年たちますけれども、それでそのときそういうことで2学期制のよさを盛んに強調されて、そういうものかなというふうに思っていましたけれども、先日前橋市のほうである学習塾の方にお会いしましたら、玉村町からの子供たちもその学習塾に通っているのだそうです。それで、玉村町は2学期制なので、前橋市の子供たちは3回に分けてその対策授業みたいなのをやるのだけれども、玉村町だけ特別に分けてやるのだよねなんて、ああ、そういう2学期制が玉村町だけでやっているところに潜んでいるのかなというふうな感じで、しっかり検討した上で3学期制に移行していただきたいと思うのです。

そこで、ここ2学期制の成果を生かした3学期制への移行、教育長、大体おおよそどんなような感じだというふうに認識しておられるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） それをこの後の1年間をかけて検討していくのですけれども、基本的には2学期制のよさというものを具体的な形で3学期制の中に取り込むのは難しさがあると思います、もう学期自体が違うので。したがって、例えば長期休業を有効に活用するであるとか、あるいは長いスパンで子供たちの学力向上を図っていくとか、さらには子供たちと触れ合う時間を確保するとか、そういう私は基本的には考え方だと思っています。そういった考え方を持って3学期制の中で子供たちと接する、授業をしていく、長期休業を有効に活用していくということだろうと思います。それが具体的な形で、どういう形で3学期制の中に取り入れられるかについては、今後学校の教職員とも協議しながら進めていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 2学期制から3学期制への移行については、しっかりそういうことで、子供たちのためということをお願いをしたいと思います。

次に、収納行政についてです。町内のある男性の方から私のところに電話が来まして、銀行行ったら全部押さえられてしまって、貯金が一個もないのだよと、もう涙流さんばかりに私に訴えて、これでは太田のほうに通っているらしいのですが、ガソリンも入れられないから、会社へ行けない。俺は首になってしまうとかと。それはないだろうということで、いろいろ事情を聞きましたら、確かに本人の「ちゃんと相談に行ったんかい」とか、私もいろいろ聞きましたら、「督促状も来てたんじゃないんかい」と言ったら、「さあ、どうだったかな」と、そういう管理のまずさもあるのかなとは思いました。しかし、振り込まれた給与の支払われた日に全額差し押さえをするということは、その月の生活をどうすればいいのかという配慮というのは全くなされないでの差し押さえだったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 先ほど議員さんがおっしゃられたように、督促状が出ました後に、相談に来ていただければ、それなりの対応は、分納をしていただくとか、そういう対応はできたかと思いますが、そういう相談等がなかったということでの差し押さえということになっております。

それと、給与の差し押さえにつきましては、禁止財産ということで一部は差し押さえはできないということにはなっておりますけれども、銀行口座に振り込まれた預金等につきましては、平成10年2月10日の最高裁の判決にもございますとおり、銀行口座に振り込まれた時点で、金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産となり、差し押さえ禁止財産としての属性は継承しないということでございますので、そちらの判断をもとに差し押さえを行ったということでございます。原則給与債権、年金債権などの属性は、預金に入った時点で特段の事情がない限り、その属性は継承しないということでの全額の差し押さえとなりました。ただ、先ほど前橋市の裁判の結果もございまして、今後私のほうもこの新聞の記事で知る限りの内容になりますので、今後前橋市からの情報収集等を行いまして、こちらの給与口座の差し押さえや年金の差し押さえについての裁判結果、こちらのほうもよく詳細を調べまして、今後の対応を考えていきたいというふうを考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） たまたま昨日の朝日新聞なのですけれども、前橋市が1月31日と2月6日ですか、に2つの裁判が同時並行して、双方とも給与口座が給料が振り込まれた預金口座と知りながら、地方税法で定められた差し押さえ禁止額（最低限の生活をするための必要な額を超える12万6,000円）を差し押さえとして男性がその返還と取り消しを求めていたと。それについて脱法で違法だと指摘していると。1月31日の裁判については、前橋市は控訴しない。結局その原告が要するに認められた形になって、慰謝料まで払っているのです。これは隣の前橋市で、それから2件、徴

税をめぐる差し押さえ、前橋市一部敗退続く。連続して。2件目のほうはきょうの上毛新聞によると、市長は控訴するというようなことですから、続くのだと思いますけれども、いずれにしても玉村町がうんと参考にしている前橋市がこういう裁判でやっぱりやっていると。前橋市のまねばかりしていると、玉村町でも裁判、今回だって、その人大分苦しんでいますから、私にどこか弁護士を紹介してくれませんかという話で、マニアみたいなのがありますから、そういうので長期に争いになるというのは、収納行政にも大きく影響すると思ってくるのです。その辺の判決について、課長はもう情報を知っているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 先ほども申しあげましたように、昨日の朝日新聞の記事と本日の上毛新聞の記事で知る限りですので、今後前橋市のほうにも情報収集をかけていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 1月31日の裁判所の判決文のは全文を私持っています。これにはもうはっきり要するに市のことが全然断罪をされて、ただ押さえたものを返還しろというのは認められなかったのですけれども、慰謝料を払えとか、そういうことまで出ているのです。こんなに厚い文書なのですけれども、こういうことでこういう判決が続いていますから、当然人ごとでないと思うのです。

以前私たちも差し押さえについて勉強して、滋賀県の野洲市なんかの事例なんかも調べたりなんかして、要するに町民生活にやっぱり配慮したその収納行政を行うと、大前提ではないかと思うのです。取れば取っていいのだ。そういうことだけで判断をされるというのは私は我々が議会でも再三申し上げたように、そんなことはしていないのだなと思ったのですけれども、玉村町でも発生しましたので、これは言われるまでもなく、地方公務員というか、公務員の一番の使命は、住民の生命、財産を守ると、要するに暮らしを配慮していくというのが大前提なのです。収税だからといって、生活を全く考えずに、どんどん取ればいいのだというような、サラ金ではないのですから、サラ金より悪いので、サラ金はそう取れないのです。だから、その辺しっかり情報収集しながら、やっぱりその原点に立ち返って判断をしていただきたい。

もう時間ですから、そういうことで今後の収納行政について十分注意をしていただくように要求して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で一般質問を終了いたします。

◇

○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日3月8日木曜は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時44分散会